

# PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2011年1月号 | No. 1/2011

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## **ePCT – 第1 試行段階の開始**

国際事務局は、新サービス（仮称「ePCT」）を開発しました。この新サービスは、出願人及び／又は代理人が2009年1月1日以降になされた国際出願に関し、国際事務局でファイルされている文書及び最新の書誌事項に対し、公開前にアクセスすることを可能とするものです。このサービスにより、WIPOがすでに開始している現在のPCTオンラインサービス、すなわち、PCT様式の電子形式版の電子メールでの出願人への送付、オンラインドキュメントアップロード、PCT E-Payment、及びPATENTSCOPE®のサービスがさらに改善されるでしょう。この新サービスは出願人／代理人と国際事務局（、及び最終的にはPCTプロセスに関与する他の関係者）の間の業務手続・連絡の合理化に寄与するでしょう。

このサービスは、最初は試行形式で行われます－国際事務局はPCT制度に経験豊富なユーザーグループに対し、この新システムの試験的利用及びコメント、追加機能の提案を依頼しています。他のPCTユーザーに対しても、その後の試行段階に参加していただく機会があると思います。

第1 試行段階では、PCT-SAFE ソフトウェア及びWIPO 電子証明書を用いた受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に対して電子出願された国際出願について、国際公開前のオンラインでの安全なファイルインスペクション（書類閲覧）を提供します。試行段階が進むにつれ、他の電子出願ソフトウェアを用いた他のPCT 受理官庁に提出された出願についても徐々に拡大していく予定です。最終的に、電子出願での十分な経験が得られれば、紙出願又は電子証明書を利用しない物理媒体による電子形式の国際出願まで拡張されるでしょう。

さらに、出願人及び／又は代理人が、幅広い行為を直接オンラインで実行することにより、電子的に国際出願を管理・作用することを可能とする、追加の安全なオンラインサービスが計画されています。例えば、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の請求に関連するデータ修正のアップロードは、双方の重複作業を軽減し、国際事務局による変更手続を促進するでしょう。

この新システムの次の開発ステップへの移行は、最初の試行のユーザーからのテスト及びフィードバックに強く依存するでしょう。国際事務局の第一優先事項は、このシステムの中で秘密の情報の安全性を維持するためにユーザーが自己の責任を理解した上で、このシステムが安全であることを保証することです。このような最優先の事項を考慮した上で、国際事務局は、提供されるサービスができる限り利用しやすくかつこのシステムを利用する出願人や代理人の実際のニーズにあったものとすべく追求していきます。

PCT の安全なオンラインサービスのための新システムの利点を認識してもらうことを促進し、ユーザーに対し信頼できるサポートを提供するために、WIPO は今後、ウェビナー、電子フィードバック機能、オンライントレーニング資料、*PCT Newsletter*、PCT ウェブサイトでの「最新情報」を含む、多くの広報宣伝及びトレーニング活動を検討していきます。

## **PCT実施細則の改正**

PCT 実施細則 Annex C が改正され、2011 年 1 月 1 日から発効します。この改正は、主に配列リストの補充、訂正又は補正に関するもので、段落 2、3 の 2、4 の 2、38、42 にかかわるものです。

2011 年 1 月 1 日発効の実施細則の全文は次の PCT ウェブサイトで、英語及び仏語、並びに PDF 及び HTML 形式でそれぞれご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf>

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/ai\\_index.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/ai_index.html)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai.pdf>

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ai/ai\\_index.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ai/ai_index.html)

## **PCT—特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム**

### **カナダ知的所有権庁**

カナダ知的所有権庁（CIPO）は 2011 年 1 月 31 日付けで、2 年間の新しい PCT-PPH 試行プロジェクトを開始する旨発表しました。他の PPH イニシアチブ同様、この試行プロジェクトにより一般的に出願人がより迅速かつ効率的に特許を取得することができるでしょう。この試行は、国際調査機関及び／又は国際予備審査機関としての CIPO により作成された PCT 成果物、すなわち、国際調査機関の書面による見解、国際予備審査機関の書面による見解、又は、国際予備審査報告に基づくものです。他の PCT-PPH 試行プログラムについては、*PCT Newsletter* 2010 年 2 月号、6 月号及び 10 月号でお知らせしています。

CIPO の試行プログラムでは、全ての要件が満たされている場合、出願人は CIPO に対して対応する国内段階出願の早期審査を請求のための PCT-PPH 請求を行うことができます（CIPO 出願は 2011 年 1 月 31 日以降に国内段階に移行したものでなければならない）。PCT-PPH（CIPO が ISA 又は IPEA）試行プロジェクトへの参加のために CIPO への請求の提出のための要件及び手続は CIPO の PPH に関するページをご覧ください。

[http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h\\_wr02160.html](http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr02160.html)

さらなる情報は、2011 年 1 月 5 日付けの CIPO の発表をご覧ください。

<http://www.cipo.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr02934.html>

PCT ウェブサイト内の PCT-PPH に関するページは CIPO の発表を考慮して更新しています。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

### **PCT ユーザーへの PCT—PPH に関する経験の提供のお願い**

PCT-PPH に関連する経験及び戦略の共有のため、PCT ユーザーの皆様に PCT-PPH の経験を WIPO に提供いただくようお願いしております。いただいた情報は WIPO ウェブサイトに掲載する予定です。イギリスの PCT 早期審査制度のユーザーにも経験の提供をお願いしております。

提供に際して、実名・匿名いずれでも可能で、連絡先を含めていただいても結構です。提出先は次のメールアドレスをお願いします。[pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

### **国際事務局の閉庁日**

PCT 規則 80.5 に基づく期間計算を行うときに考慮される、2011 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの国際事務局の閉庁日は次のとおりです。

全ての土日

2011 年 1 月 3 日

2011 年 4 月 22 日及び 25 日

2011 年 6 月 2 日及び 13 日

2011 年 9 月 8 日

2011 年 11 月 7 日

2011 年 12 月 26 日、27 日及び 30 日

これは国際事務局の閉庁日のみを示しており、国内官庁及びその他の国際機関の閉庁日を示すものではありません。その他の官庁の 2011 年における閉庁日は以下のアドレスでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/closeddates/index.html>

### **PCT最新情報**

AT : オーストリア (補充国際調査機関 (SISA) としての資格に関する情報)

ES : スペイン (手数料)

GE : グルジア (所在地及び郵便のあて名、電話番号及び FAX 番号の変更)

IL : イスラエル (手数料)

IS : アイスランド (手数料)

LU : ルクセンブルグ (手数料)

PE : ペルー (受理官庁機能、手数料)

SY : シリア・アラブ共和国 (E メールアドレスの変更)

VC : セントビンセントおよびグレナディーン諸島 (管轄受理官庁、管轄国際機関)

**インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報** ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))

### **欧州資格試験 “the European Qualifying Examination (EQE)” のための資料**

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験 (EQE) のための資料の準備を手助けするために、EQE の試験委員会の同意のもと、2010 年 12 月 31 日から、PCT 出願人の手引きで公表されている国際段階及び国内段階の情報を含む 2 つの PDF ファイルが英語及び仏語でそれぞれ PCT ウェブサイトに掲載されています。

[http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe\\_collection\\_ip.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe_collection_ip.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe\\_collection\\_np.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/seminar/eqe_collection_np.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe\\_collection\\_ip.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe_collection_ip.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe\\_collection\\_np.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/eqe_collection_np.pdf)

印刷する際には、これらの PDF ファイルは約 900 頁の両面印刷の量を含んでいますのでご注意ください。この PDF ファイルは大容量ですので、低速インターネット回線でダウンロードすることは困難です。

### **PCT 期間計算システム**

PCT に関する重要な期間を計算するウェブに搭載された PCT 期間計算システムが、英語、仏語、ドイツ語、日本語、韓国語、ロシア語、スペイン語に加え、中国語及びポルトガル語でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/calculator/pct-calculator.html>

<http://www.wipo.int/pct/pt/calculator/pct-calculator.html>

## PCT オンラインドキュメントアップロードサービス

オンラインドキュメントアップロードサービスが、仏語でご利用いただけます。

<https://webaccess.wipo.int/pctservice/fr/>

このサービスに関する情報は *PCT Newsletter* 2010 年 1 月号及び 7-8 月号で公表されています。

## ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としてのスペイン特許商標庁との間の取決めの最新版が 2011 年 1 月 1 日に発効しました。この取決めは英語及び仏語でそれぞれ PDF 形式で公開されています。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_es.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_es.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_es.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_es.pdf)

## 国際予備審査の請求の様式 (韓国語)

2010 年 7 月版国際予備審査の請求の様式の編集可能な PDF フォーマットが、韓国語で利用可能になりました。

[http://www.wipo.int/pct/ko/forms/demand/ed\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/ko/forms/demand/ed_demand.pdf)

## PCT-特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラム

PCT ウェブサイトの PCT-特許審査ハイウェイ試行プログラムのページが更新され、カナダ知的所有権庁に関する情報が追加されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

## PCT 出願人の手引き : 新 Annex SISA (AT)

オーストリア特許庁による補充国際調査の提供について、*PCT Newsletter* 2010 年 7-8 月号及び 9 月号でお知らせしましたが、続いて、補充国際調査機関としての資格に関する情報を含む PCT 出願人の手引きの新 Annex SISA が英語及び仏語で閲覧できるようになりました。

[http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexsisa/ax\\_sisa\\_at.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexsisa/ax_sisa_at.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/guide/fr/gdvol1/annexes/annexsisa/ax\\_sisa\\_at.pdf](http://www.wipo.int/pct/guide/fr/gdvol1/annexes/annexsisa/ax_sisa_at.pdf)

## **PCT-SAFE更新**

### PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン(2011 年 1 月 1 日付け version 3.51.048.224) が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.htm](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.htm)

当該バージョン (“build 224”) は次の変更を行います。

- ラテン語系版について Windows®7 対応
- 日本語版について IPA フォントの導入
- 手数料表の更新
- その他の軽微な機能及びグラフィカルユーザーインターフェースの改善、並びに

## PCTに関する更新

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

## **PATENTSCOPE®検索サービス**

### PATENTSCOPE®検索サービスの中国語、仏語、ドイツ語、ポルトガル語及びスペイン語インターフェース

PATENTSCOPE®検索インターフェースが、英語、日本語に加え、中国語、仏語、ドイツ語、ポルトガル語及びスペイン語で利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

インターフェースの言語は、「オプション (Option)」メニューから「言語」を選択するか、又は、インターフェースの右上隅にある言語を選択することで変更できます。他の言語についても間もなく追加されます。

### 国内特許コレクション

PATENTSCOPE® 検索サービスは、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、パナマ、ペルー及びウルグアイの国内特許コレクションを追加しました。これにより、18 の国内／広域官庁のデータが PATENTSCOPE® 検索サービスで利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

この検索ページでは、180 万件以上の PCT 出願及び 530 万件以上の国内／広域の特許及び出願について検索を実行することが可能です。それぞれの官庁の国内／広域コレクションのデータ蓄積範囲に関する情報は上記ウェブページのヘルプメニューで確認することができます。

### EPO による補充国際調査及び配列リストに関するオーディオキャスト

欧州特許庁 (EPO) は補充国際調査の実施及び国際機関としての EPO における配列リストの手續に関するオーディオキャストを用意しました。このオーディオキャストは約 16 分で、EPO のウェブサイトから利用可能です。

<http://www.epo.org/topics.html>

## **手数料の支払い請求に関する注意喚起**

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、以下の名の新たな請求書が確認されました。

ODM – Patent Trademark Register

RIPT – Register of International Patents

WIPD – World Intellectual Property Database

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参

照可能です。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.htm](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。

WIPO から通知されていると思えるか否かにかかわらず、このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38  
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39  
 電子メール : pct.infoline@wipo.int

## 実務アドバイス

### 発明の名称の修正

**Q:** 国際公開公報の中に、公報に記載された発明の名称が、願書及び明細書の第 1 ページに記載されている発明の名称と同じでないものがあります。この名称を訂正し、再公開してもらうことは可能でしょうか。

**A:** もし、国際事務局のデータ入力の誤りにより発明の名称が間違っ公開されている場合には、正しい発明の名称で再公開されます。しかしながら、特別なケースですが、当初の発明の名称が国際調査機関により承認されず、国際調査機関が異なる発明の名称を決定した場合があります。

PCT 規則 4.3 では、発明の名称は、短く (英語の場合又は英語に翻訳した場合に二語以上七語以内であることが望ましい) かつ正確なものとする、と規定されています。PCT 規則 44.2 に従い、国際調査報告 (様式 PCT/ISA/210) において、国際調査機関が出願人により提出された発明の名称を承認するか、又は、国際調査機関がこの発明の名称が PCT 規則 4.3 の要件を満たしていないと判断した場合には、PCT 規則 37.2 に基づき国際調査機関が自ら発明の名称を決定する旨記載するとともに、作成された発明の名称が記載されます。

よって、国際段階の目的で、国際調査機関が決定した発明の名称が国際出願とともに公開されます。この場合、出願人は当該出願について作成された国際調査報告の第 1 ページの 4. で発明の名称が変更された旨通知されます。

一般的に、PCT では、出願人が国際調査機関による PCT 出願の発明の名称の変更に対してコメントを行う機会を国際段階で設けられていません (要約の場合とは異なる、すなわち、PCT 規則 38.2 に基づき国際調査機関により要約が作成された場合に、出願人が提案された要約の修正若しくは当該要約についての意見を国際調査報告が郵送で発送された日から 1 ヶ月以内に国際調査機関に述べるができる)。それでもなお、PCT では、出願人が国際調査機関に連絡し、発明の名称を再検討し、国際調査報告を再発行することを提案することを妨げていません。もし国際調査機関が同意した場合には再び発明の名称が変更されるかもしれませんが、国際調査機関には出願人からのいかなる意見も考慮に入れる義務はなく、発明

の名称に間違いが含まれていない限り、変更される可能性はほとんどないでしょう。

一般的に、出願人が国際予備審査の請求を行う場合（PCT 第 34 条に基づく国際出願の補正を行うことができる）、国際予備審査機関による発明の名称の再検討を依頼することも可能ですが、修正された発明の名称を含む国際出願の再公開は行われません。いずれにしろ、出願人には、PCT 第 28 条に基づき、国内段階移行時に国際出願を補正する機会が与えられており、国内段階移行時にそれぞれの指定官庁に対して発明の名称の変更に関する事項を取り上げることができます。

したがって、上述の場合、国際調査機関が国際事務局に対し、発明の名称をさらに修正した旨の通知がない限り、国際出願が再公開されることはありません。

#### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2011年2月号 | No. 2/2011

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

**2010年のPCT出願**

2010年に出願されたPCT国際出願の件数（速報値）は約162,900件に達し、2009年比4.8%の増加を示しました。世界的景気悪化による2009年の史上初のPCT出願減少の後、出願件数は再び増加し、1978年の制度開始以来2番目の高い出願件数となっています。2010年の前半を通じて、国際事務局は、2009年に国内及び広域官庁に出願されたPCT出願を引き続き受理するため、**2010年についてのこの数字及び以下の数字は速報値**となっている点ご留意下さい。確定した数字は本年の後半に公表されます。

出願の上位4カ国は、米国（44,855件、全出願の27.5%）、続いて日本（32,156件、19.7%）、ドイツ（17,171件、10.5%）、そして初の4位である中国（12,337件、7.6%）となっており、大韓民国（9,686件、5.9%）が続いています。欧州特許条約の加盟国の出願人は、加盟国全体で、全国際出願に対して占める割合が約32.4%であり、2009年（34.6%）に比べ少し低くなっています。特定の先進工業国においてわずかな減少を示している一方、東アジア、特に中国（56.2%の大幅増）、大韓民国（20.5%増）、日本（7.9%増）では引き続き増加を示しています。国別出願上位15ヶ国の、全出願に対する割合及び増加率を上位国から順に示した表がWIPOプレスリリースPR/2011/678のAnnex1で公開されています。

[http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2011/article\\_0004.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2011/article_0004.html)

Annex5にある2つ目の表にはPCT出願の国別件数（第1出願人の居所の国毎）が示されています。

2010年の第1位の出願人は2年連続で日本企業のパナソニック株式会社で2,154件の出願が公開されました。第2位は約20位ランクアップした中国企業のZTE Corporationで1,863件でした。第3位は米国企業のQualcomm Incorporatedで1,677件でした。上位10出願人はZTE Corporationを除いて2009年の出願人上位10位以内でした。上位10出願人と当該出願人名で公開された出願件数を以下に示します。

1.	パナソニック株式会社 (JP)	2,154
2.	ZTE Corporation (CN)	1,863
3.	Qualcomm Incorporated (US)	1,677
4.	Huawei Technologies Co., Ltd (CN)	1,528
5.	Koninklijke Philips Electronics N.V. (NL)	1,435
6.	Robert Bosch GmbH (DE)	1,301
7.	LG Electronics Inc. (KR)	1,298
8.	シャープ株式会社 (JP)	1,286
9.	Telefonaktiebolaget LM Ericsson (SE)	1,149
10.	日本電気株式会社 (JP)	1,106

PCT出願上位100出願人の一覧（2010年公開された件数と共に）は、上述のプレスリリースのANNEX3で公開されています。

2010年に出願が最も増加した技術分野は、デジタル通信で2009年比で17.3%増加しました。この技術分野は2010年に公開されたPCT出願において最も多くの出願がなされた技術分野であり（全公開件数の7.0%）、続いて医療機器（6.7%）、電気機械・電気装置・電気エネルギー（6.0%）でした。他の技術分野のほとんどが減少又は緩やかな増加を示しました。最も急激な減少を示したのは電気通信の分野でした。技術分野別PCT出願件数を示した表は、上述のプレスリリースのAnnex2で公開されています（なお、これらのデータは2010年に公開された出願件数、すなわち2010年に出願された件数より少ない151,898件、に基づいているので、2010年の国際出願件数の数値より肯定的ではない数値になっています。これは2010年に公開された出願の多くが実際は2009年に出願されたものであり、同年は出願件数が減少していることによるものです）。

さらなる情報について、上述のプレスリリース、及び、当該プレスリリースの一番上にあるガリWIPO事務局長によるプレス発表のビデオと音源のリンクからご参照下さい。

本年の後半に確定される2010年の最終的な数字はPCT Newsletterでお知らせします。

## **PCT-特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラム**

### **オーストラリア特許庁とUSPTO、フィンランド国立特許・登録委員会とUSPTO**

オーストラリア特許庁と米国特許商標庁（USPTO）、フィンランド国立特許・登録委員会とUSPTOのそれぞれの2庁間で実施されているPPH試行プログラムについて、2011年1月24日付けでPCT国際段階の結果を含めるよう対象を拡張しました。これにより、PCTのフレームワークで一方の国際調査機関又は国際予備審査機関としての参加庁によって作成される国際調査機関又は国際予備審査機関による肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を得たPCT出願について、国内段階での早期審査を利用することが可能になります。

PPH合意は、特許システムの合理化、審査手続の早期化を図るものです。ある出願についてこのプログラムに基づいた手続を進めることを請求することにより、参加庁においてより早い審査を受けることができます。オーストラリア特許庁とUSPTO、フィンランド国立特許・登録委員会とUSPTOのそれぞれの二国間PPHに、これらの官庁で作成されたPCT国際段階での成果物を含めることは、PPHプログラムの有用性を大いに拡大するでしょう。

オーストラリア特許庁とUSPTOの間の合意に関する限り、これらの官庁に対するPCT-PPH試行プロジェクトの参加への請求提出のための要件及び手続に関する情報は、両庁のウェブサイトのPPHのページでそれぞれご覧いただけます。

[http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/patents/PPH\\_requirements.pdf](http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/patents/PPH_requirements.pdf)

[http://www.uspto.gov/patents/init\\_events/pph/pct\\_pph\\_ipau.jsp](http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pct_pph_ipau.jsp)

さらなる情報は、オーストラリア特許庁の発表（2011年1月18日付け）及びUSPTOの発表（2011年1月19日付け）をそれぞれご覧下さい。

[http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/news/OfficialNotice\\_PPH\\_180111.pdf](http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/news/OfficialNotice_PPH_180111.pdf)

[http://www.uspto.gov/news/pr/2011/11\\_05.jsp](http://www.uspto.gov/news/pr/2011/11_05.jsp)

フィンランド国立特許・登録委員会とUSPTOの間の合意に関する限り、これらの官庁に対するPCT-PPH試行プロジェクトの参加への請求提出のための要件及び手続に関する情報は、両庁のウェブサイトのPPHのページでそれぞれご覧いただけます。

[http://www.prh.fi/en/patentit/pph/request\\_for\\_pph.html](http://www.prh.fi/en/patentit/pph/request_for_pph.html)

[http://www.uspto.gov/patents/init\\_events/pph/pct\\_pph\\_nbpr.jsp](http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pct_pph_nbpr.jsp)

さらなる情報は、フィンランド国立特許・登録委員会の発表及び USPTO の発表（2011 年 1 月 18 日付け）をそれぞれご覧下さい。

[http://www.prh.fi/en/uutiset/P\\_233.html](http://www.prh.fi/en/uutiset/P_233.html)

[http://www.uspto.gov/news/pr/2011/11\\_04.jsp](http://www.uspto.gov/news/pr/2011/11_04.jsp)

他の PCT-PPH 試行プログラムについて *PCT Newsletter* 2010 年 2 月号、6 月号、10 月号及び 2011 年 1 月号でお知らせしています。これらの試行プログラムは上述のものとともに PCT ウェブサイト内の PCT-PPH 試行プログラムのページのリストに掲載されています。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

### **PCT 実施細則の改正**

2011 年 1 月 1 日付けで発効される PCT 実施細則の改正について *PCT Newsletter* 2011 年 1 月号でお知らせしましたが、Annex C の段落の修正に加えて、新段落 3 の 3 が追加されました。この改正は 2011 年 1 月 1 日以降に提出された国際出願に対してのみ適用されます。

### **PCT 最新情報**

- AL : アルバニア（電話及び FAX 番号の変更、仮保護、受理する国際出願及び願書の言語、国内段階移行の期限、必要な翻訳文の内容、国内段階移行の特別な要件）
- IS : アイスランド（手数料）
- RS : セルビア（電話番号、E メール及びインターネットアドレスの変更、手数料）
- TR : トルコ（手数料）
- UA : ウクライナ（PCT-EASY 形式での国際出願の提出）
- VC : セントビンセントおよびグレナディーン諸島（管轄国際機関）

**調査手数料（オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁）**

**インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報** ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))

**よくある質問（FAQs）：PCT 第 19 条及び第 34 条に基づく補正**

PCT 第 19 条及び第 34 条に基づく請求の範囲の補正の提出に関するよくある質問（FAQs）が英語に加えて仏語でご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/fr/faqs/amendments\\_19\\_and\\_34.html](http://www.wipo.int/pct/fr/faqs/amendments_19_and_34.html)

他の言語については間もなくご利用いただけます。

### **国内段階移行期限**

国内段階移行期限の一覧の 2011 年 2 月 1 日付け更新版が以下のウェブサイトで英語、仏語及びロシア語でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/time\\_limits.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/time\\_limits.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/time_limits.html)

[http://www.wipo.int/pct/ru/texts/time\\_limits.html](http://www.wipo.int/pct/ru/texts/time_limits.html)

この一覧には各指定／選択官庁の PCT 第 I 章及び第 II 章に基づく国内（広域）段階移行期限を示しています。

## 優先権の回復に関する一覧

PCT 規則 26 の 2.3 及び 49 の 3.2 に基づいて、国際事務局が受理した、受理官庁及び指定官庁による優先権の回復に関する情報の概要一覧の英語版、仏語版及びロシア語版が 2011 年 1 月 11 日付けで更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/restoration.html>

<http://www.wipo.int/pct/ru/texts/restoration.html>

## PCT 留保、宣言、通知及び不適合

PCT 留保、宣言、通知及び不適合の一覧の英語版、仏語版、ドイツ語版、ロシア語版及びスペイン語版が 2011 年 1 月 11 日付けで更新されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/reservations/res_incomp.html)

[http://www.wipo.int/pct/de/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/de/texts/reservations/res_incomp.html)

[http://www.wipo.int/pct/ru/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/ru/texts/reservations/res_incomp.html)

[http://www.wipo.int/pct/es/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/es/texts/reservations/res_incomp.html)

## パワーポイントプレゼンテーション資料（中国語版）

2010 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の変更の影響について説明するパワーポイントプレゼンテーション資料が中国語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/2010changes.ppt>

このプレゼンテーション資料は英語、仏語、ドイツ語及びスペイン語でもご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2010changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/2010changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/2010changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/2010changes.ppt>

## 国際予備審査の請求の様式（中国語版）

2010 年 7 月版国際予備審査の請求の様式の編集可能な PDF フォーマットが、中国語で利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pct/zh/forms/demand/demand.pdf>

## PCT 出願人の手引き（日本語版）

PCT 出願人の手引きの日本語更新版（2010 年 4 月 1 日付）が PDF フォーマットでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/guide/ja/index.pdf>

## PCT 用語集（ポルトガル語版）

PCT ユーザーに PCT 用語の定義を提供している PCT 用語集が英語、仏語、スペイン語に加えてポルトガル語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/glossary.html>

## PCT 規則

PCT 規則の歴史は、PCT 規則の今までの全ての変更について、条文毎に年代順にまとめています。2010 年 7 月の変更を反映されたこの資料がご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_regulations\\_history.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regulations_history.pdf)

### **手数料の支払い請求に関する注意喚起**

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“WIPD – World Intellectual Property Database”名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.htm](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報に関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38  
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39  
 電子メール : [pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

### **PATENTSCOPE®検索サービス**

#### **PATENTSCOPE®検索サービスのロシア語インターフェース**

PATENTSCOPE®検索インターフェースが、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、スペイン語に加え、ロシア語で利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

インターフェースの言語は、「オプション (Option)」メニューから「言語」を選択するか、又は、インターフェースの右上隅にある言語を選択することで変更できます。他の言語についても間もなく追加されます。

### **EPO からのお知らせ**

#### **紙形式で提出した国際出願の受領確認のための改正された手続に関する情報**

欧州特許庁 (EPO) は、2011 年 3 月 1 日から受理官庁としての EPO が紙形式 (窓口、郵送、FAX) で提出された国際出願 (とされるもの) のための「書類受領書」を作成する自動化されたシステムを稼働させる旨公表されました。これにより、該当する出願の受領確認のための手続が改正されます。この結果、EPO は出願人又は代理人に対し必要に応じて事務手続を変

更することを求めています。改正された手続に関するさらなる情報は *Official Journal of the EPO*, No. 12/2010 の 642 ページで公表されています。

[http://archive.epo.org/epo/pubs/oj010/12\\_10/12\\_6420.pdf](http://archive.epo.org/epo/pubs/oj010/12_10/12_6420.pdf)

## 実務アドバイス

### PCT-PPH が出願人の ISA/IPEA 選択に影響を与える度合い

**Q:** 国際出願を予定しており、国籍及び住所がインドであるため、管轄受理官庁はインド特許庁です。よって、国際調査機関／国際予備審査機関について、オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、欧州特許庁（EPO）、中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁（USPTO）、といった多くの選択肢があります。国内段階で早期審査の手続を行うため、国内段階移行における PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）試行プログラムのメリットを享受したいと考えており、これらの国際調査機関のうちいずれの場合、PCT-PPH による早期審査を請求できる可能性があるのでしょうか？

**A:**（本記事掲載時点で）次の特許庁（このケースにおいて国際調査機関として選択可能な機関のうち）が、**国際調査機関の書面による見解**（又は国際予備審査機関の書面による見解又は特許性に関する国際予備報告（第 II 章））において**肯定的な結果が得られた場合**であって、他の要件を満たしている場合に、PCT-PPH を提供しています。

- **オーストラリア特許庁:** USPTO と PCT-PPH 試行プログラムを実施しています。よって、オーストラリア特許庁を国際調査及び／又は国際予備審査機関として選択した場合、USPTO に対し、国内段階での早期審査を請求することができるでしょう。
- **オーストリア特許庁:** フィンランド国立特許・登録委員会及び USPTO と PCT-PPH 試行プログラムを実施しています。よって、オーストラリア特許庁を国際調査及び／又は国際予備審査機関として選択した場合、フィンランド国立特許・登録委員会及び／又は USPTO に対し、それぞれの国内段階での早期審査を請求することができるでしょう。
- **EPO:** 日本国特許庁（JPO）及び USPTO と PCT-PPH 試行プログラムを実施しています。よって、EPO を国際調査及び／又は国際予備審査機関として選択した場合、JPO 及び／又は USPTO に対し、それぞれの国内段階での早期審査を請求することができるでしょう。
- **USPTO:** オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、EPO、フィンランド国立特許・登録委員会、JPO、韓国知的所有権庁、連邦知的財産権特許商標行政局（ロシア連邦）及びスペイン特許商標庁と PCT-PPH 試行プログラムを実施しています。よって、オーストラリア特許庁を国際調査及び／又は国際予備審査機関として選択した場合、上述の官庁に対し、それぞれの国内段階での早期審査を請求することができるでしょう。

SIPO 及びスウェーデン特許登録庁を国際調査及び／又は国際予備審査機関として選択した場合、現在実施されているいずれの PCT-PPH 試行プログラムも利用することができません。しかしながら、PCT 成果物を含まない通常の PPH 合意が多く存在しています。よって、他国と通常の PPH 合意を締結している国の国内段階に移行した場合、その国の国内段階の審査で得られた肯定的な審査結果に基づいて他国での PPH 手続による早期審査を利用することができるケースがあります（**記者注:** PPH 請求の対象出願（第 2 庁への出願）とその PPH 請求の基礎となる対応出願（第 1 庁への出願）との関係について特定の要件が定められていますので、対象となる二庁間 PPH の要件を確認する必要があります）。PCT 成果物を含まない PPH 合意に関するさらなる情報は各官庁のウェブサイトをご参照下さい。いくつかにつ

いては次のリンクからご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

ご覧のとおり、国際調査機関／国際予備審査機関としてUSPTOを選択した場合に、PCT-PPHプログラムによる国内段階の早期審査の利用できる可能性が最も大きくなります。しかしながら、国際調査機関／国際予備審査機関の選択に際して、他の考慮すべき要素がある点を心に留めておくべきです。すなわち、

- 国際調査機関／国際予備審査機関が国際調査又は国際予備審査を実施するための手数料（手数料の減額又は払戻しの可能性も考慮） – 様々な国際調査機関／国際予備審査機関に支払う手数料について、適用される減額又は払戻しと同様、その詳細は PCT 出願人の手引きの Annex D 及び E の関連ページをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>

- 特定の国際調査機関／国際予備審査機関が国際調査及び国際予備審査を実施した場合に国内段階の審査で利用できる手数料の免除、減額又は払戻し – その詳細は PCT 出願人の手引きの国内段階の概要をご覧ください。

- 国際出願の言語 – 選択した国際調査機関／国際予備審査機関が認めていない言語で国際出願を行う場合には、翻訳費用が発生します（本ケースの場合、国際出願が英語で行われてた場合、上述の国際調査機関／国際予備審査機関はすべて英語で国際調査及び国際予備審査を実施するでしょう）。

- 国際調査機関／国際予備審査機関が調査を行う用意がある対象（発明） – 国際調査機関／国際予備審査機関は PCT 規則 39.1 又は 67.1 に規定されている対象の調査又は審査を要しません。これらの規則の例外の有無に関する情報は、PCT における国際調査及び国際予備審査機関としての機能に関する WIPO 国際事務局との対応する合意で確認することができます。

[http://www.wipo.int/pct/en/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html)

しかしながら、除外される対象の特別な詳細、及び除外される程度については、該当機関によって適用される国内法令又は広域法令を確認すべきです。

- 国際調査機関／国際予備審査機関が書面による見解又は特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を作成するのに要する期間 – この調査には WIPO ウェブサイトで利用可能である様々な機関の適時性に関する統計が役に立つでしょう。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>

また、すべての PCT-PPH プログラムが**試行**プログラムの形式で現在実施されている点に注意が必要です（満了期間の詳細は PCT-PPH 試行ページからリンクされている関連のウェブサイトをご参照下さい。[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)）。二庁間の試行プログラムが成功し、実施期間が延長される又は本格実施に移行することになると予想されますが、今、国際出願を行った場合、その出願について国内段階に移行するときまで二庁間で PCT-PPH のプログラムが実施されているかどうか保証するものではありません。

PCT-PPH 試行プログラムに関するさらなる情報は *PCT Newsletter* 2010 年 2 月号、6 月号、10 月号、2011 年 1 月号、及び上述の PCT-PPH に関する記事をご参照下さい。

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2011年3月号 | No. 3/2011

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## オランダ領アンティルの解体に関する説明

オランダ領アンティルは、キュラソー島、シント・マールテン島、ボネール島、シント・ユースタティウス島及びサバ島のカリブ諸島で構成されていましたが、2010年10月10日付けで公式に解体されました。オランダに関する限り、PCTはヨーロッパの王国（オランダ本土）、オランダ領アンティル及びアルバが批准していました。オランダ領アンティルの解体の結果、キュラソー島、シント・マールテン島の新たに二つの王国構成国ができ、PCTが適用されます。PCTはボネール島、シント・ユースタティウス島、サバ島にも引き続き適用され、これらの島は「基礎自治体」でありオランダの一部であるようにみなされます。よってPCTはこれらの島に対して自動的に適用されます。

キュラソー島、シント・マールテン島、ボネール島、シント・ユースタティウス島、サバ島、アルバ島は独立国家として承認されていないため、願書様式（PCT/RO/101）の国籍及び／又は住所の国名として表示されません。場合によっては、これらの島からの出願は「オランダ」又は国コード「NL」と表示されます。しかし、出願人の住所の一部としてこれらの島を表示することは可能です。

## 公開スケジュールの変更

### 2011年6月3日の公開

2011年6月2日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、その日に通常公開されるPCT出願及び公示（PCT公報）が2011年6月3日（金）に公開されます。同日に公開されるPCT出願の技術的準備が完了する日が公開日の16日前の（通常の15日前より長い）、2011年5月18日（水）となります。従って、国際公開に反映させたい変更は2011年5月17日（火）の24時（ジュネーブ時間）までに国際事務局に受理される必要があります。

### 2011年6月16日の公開

2011年6月2日がWIPOの閉庁日に当たる為、2011年6月12日（木）に公開されるPCT出願の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2011年5月31日（火）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である2011年6月1日（水）の代わり）。従って、国際公開に反映させたい変更は2011年5月30日（月）の24時（ジュネーブ時間）までに国際事務局に受理される必要があります。

## WIPOウェブサイトに関する予定されたメンテナンスによるサービス停止

2011年4月2日（土）に予定されているメンテナンス作業のため、同日の一定時間（午前7時から12時間までの間）、いくつかのPCTサービスがWIPOウェブサイトをご利用できなくなる可能性があります。この作業のために影響が出るサービスは、PCTオンラインドキュメントアップロードサービス、優先権デジタルアクセスサービス（DAS）、受理官庁としての国際事務局への電子出願です。PATENTSCOPE®検索サービスへの影響はありません。

これらのサービスが利用できない場合には、画面上に対応するメッセージが表示されます。PCT 出願人及び代理人は、通常 4 月 2 日にこれらのサービスを利用して行われる期限が重要な手続は、4 月 2 日のアクセスの遅れによって生じる可能性のある問題を避けるべく、前日までに作業を完了しておくことを推奨します。

WIPO はこのメンテナンスによって生じるご不便を最小限とすべく努めてまいります。

### **PCT最新情報**

CH : スイス (所在地及び郵便のあて名、優先権の回復、適用される基準及び手数料、手数料、国内段階移行の特別な要件)

IN : インド (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

KR : 大韓民国 (PC-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出)

MY : マレーシア (手数料)

OM : オマーン (国内段階移行の要件)

TH : タイ (国内段階移行の期限)

VC : セントビンセントおよびグレナディーン諸島 (管轄国際機関)

### **調査手数料 (オーストリア特許庁)**

**インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報** ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))

### **PCT 規則の修正**

2011 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全条文が PDF フォーマットで英語と仏語でご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_regs2011.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs2011.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct\\_regs2011.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct_regs2011.pdf)

### **国内段階移行期限**

オマーン及びタイの国内段階移行期限の確認を含む国内段階移行期限の一覧の 2011 年 3 月 8 日付け更新版が以下のウェブサイトでは英語、仏語及びロシア語でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/time\\_limits.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/time\\_limits.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/time_limits.html)

[http://www.wipo.int/pct/ru/texts/time\\_limits.html](http://www.wipo.int/pct/ru/texts/time_limits.html)

この一覧には各指定／選択官庁の PCT 第 I 章及び第 II 章に基づく国内 (広域) 段階移行期限を示しています。

### **PCT-特許審査ハイウェイ試行プログラム**

PCT-特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムについて PCT Newsletter No.02/2011 でお知らせしていましたが、続いて、PCT 成果物を含まない個別の PPH 合意へのリンクと同様、PCT 成果物を利用する場合の早期審査手続のための、PCT-PPH 請求様式、及び、フィンランド国立特許・登録委員会とオーストリア特許庁、日本国特許庁と米国特許商標庁の 2 庁間合意に関する追加情報へのリンクを含む更新が行われました。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

## **PATENTSCOPE®検索サービス**

### **PATENTSCOPE®検索サービスの韓国語インターフェース**

PATENTSCOPE®検索インターフェースが、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語に加え、韓国語で利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

インターフェースの言語は、「オプション (Option)」メニューから「言語」を選択するか、又は、インターフェースの右上隅にある言語を選択することで変更できます。他の言語についても間もなく追加されます。

### **EPO 特許コレクションの利用開始**

PATENTSCOPE® 検索サービスにおいて、欧州特許庁特許コレクションが利用できるようになりました。1978 年から 2010 年中頃までの書誌情報及び 1996 年から 2010 年のフルテキストがサーチ可能です。さらに直近に公開された出願の更新は現在準備中です。

多言語検索を利用すれば、EPO の多言語のフルテキストコレクション（英語、仏語、ドイツ語）をより容易にサーチすることができ、より包括的な結果を得ることができるでしょう。

## **EPOからのお知らせ**

### **EPO ウェブサイトの新 PCT ページ**

欧州特許庁 (EPO) は、ウェブサイトを再構築し、より直観的なナビゲーション及び情報への迅速なアクセスを可能にし、サーチ機能を向上させました。新 EPO ウェブサイトは「国際出願 (PCT)」というタイトルの新しいページを含んでいます。

<http://www.epo.org/applying/international.html>

この有用なページは、WIPO が公開している PCT 関連情報へのリンクに加え、EPO ベースの PCT 関連情報へのリンクを含んでおり、以下の内容が掲載されています。

- 受理官庁としての RPO に PCT 出願を行う出願人のための Euro-PCT ガイド  
同ガイドには、PCT における国際機関としての EPO に対する手続及び欧州広域段階への移行に関する情報が含まれています
- PCT 手続に関する EPO の決定・通知
- PCT 受理官庁としての EPO に出願する際に利用できる出願オプションに関する情報
- PCT 関連情報 (WIPO が公開している PCT 関連情報のキーへの多くのリンクを含む)
- PCT 様式及び手数料

EPO ウェブサイトの他の変更に関するさらなる情報は EPO のアナウンスをご参照下さい。

<http://www.epo.org/news-issues/news/2011/20110301.html>

## **手数料の支払い請求に関する注意喚起**

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、次の名の新たな請求書が確認されました。

WOIP – Globex World Organisation Intellectual Property  
 WIPD – World Intellectual Property Database  
 WDTP – Worldwide Database of Trademarks and Patents

PCT ユーザーが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.htm](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある出願人及び発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38  
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39  
 電子メール : pct.infoline@wipo.int

## 実務アドバイス

### 白黒で図面（及び該当する場合、写真）を提出するための（継続）要件

**Q:** 図面を含む国際出願を電子形式で提出する予定です。理想的にはカラー写真の形式で図面の提出を希望しており、カラー写真により発明の理解が非常に容易になります。国際出願においてカラー写真を提出することは許容されるのでしょうか。

**A:** PCT 規則 11.13 によると、図面は、耐久性のある、黒色の、十分に濃厚な、均一の太さの、かつ明瞭な線及び画で着色することなく作成されたものでなければなりません。現在、PCT には写真に関する規定が設けられていませんが、国際事務局の実務では図面で示すことが不可能な場合に白黒写真を受理しています。PCT 出願人の手引きの段落 5.159 において、例外的に写真が提出する場合には、A4 サイズの用紙に白黒写真で最低限の余白があって直接複製できるものでなければならない、と述べられています。また、カラー写真・カラー図面のいずれも認められない強調されています。

しかしながら、白黒図面又は写真においてでさえ、陰影が存在する点に留意が必要です（すなわち、細部が純粋な白又は黒ではなくグレーの様々な陰影で描写されているもの）。したがって、白黒とみなされている写真においてでさえ、グレースケールの細部は、厳密に白黒でグレーの陰影を正確に再現されない国際事務局の現行の公開プロセス中で歪められる可能性があります。それゆえ、白黒の図面又は写真の場合でさえ、元の図面又は写真におけるグレーの陰影を 100%再現することは保証できません。

国際事務局がカラー図面或いは写真（以下、「カラー図面」）を受理し、出願人が（自発的又は受理官庁からの補充のための通知によって）図面を白黒とする要件に適合する差替え用紙を後で提出しなかった場合であっても、国際事務局は公開目的のために白黒で再現するでしょう。カラー図面の白黒への変換又はスキャンの過程での国際事務局による最大限の努力にもかかわらず、公開された出願の明確性は保証できません。場合によって、受理官庁が国際

事務局による図面の受理の前に変換を行うかもしれず、しかしこの場合でも、公開目的の質は保証されないことに留意する必要があります。出願人が国内段階移行時に公開された白黒の図面に問題があるとする場合には、国際事務局は、出願人又は指定（選択）官庁の請求に基づき、指定（選択）官庁に対しカラー図面のカラーコピーを提供します。

国際事務局（又は受理官庁）によるカラー図面から白黒への変換のための努力にもかかわらず、国際事務局は、公開された図面の質をよりよく調整できるよう、出願人自身が白黒の図面（又はカラー図面を白黒に変換したもの）を提出することを推奨しています。

第3回 PCT 作業部会において、国際出願でのカラー図面に関して行なわれた議論を知ることに興味があるかもしれません。同作業部会は「特定のタイプの発明の明瞭かつ効果的な開示を行うための写真及びカラー図面の価値を認識し、この問題の早期の進展を望むが、国際出願の一部としてそのような図面の提出及び処理を可能とする際に含まれる技術的及び法的問題についてさらなる研究が求められることに合意しました」（文書 PCT/WG/3/14rev 段落 197 参照）。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=19682](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=19682)

この問題について発言したすべての代表団は、電子形式で出願された国際出願に対して、カラー図面の提出の可能性を制限することが許容される可能性が高いと考慮しました。この問題に関するさらなる詳細な参考資料は、これらの議論の基礎となった「国際出願における写真及びカラー図面」というタイトルの作業文書（文書 PCT/WG/3/9）をご覧ください。

ある種の発明の開示のためにカラー図面の提出する出願人の明らかな必要性を考慮して、国際事務局は現在、PCT 規則の改正の可能性を研究しています（PCT 加盟国によりさらに検討されるでしょう）。同様に、そのような出願の国際公開がカラーで行う可能性も研究しています（この言及はあくまで電子的公開のみが対象であって、国際事務局に対する国際公開の紙の写しの提供という特別の要求は除外されています）。しかしながら、多くの技術的、法的、手続上の考慮すべき事項に取り組みなければならず、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関、指定／選択官庁、特定の関係のある政府間機関、PCT ユーザーを代表する特定の NGO との詳細な議論の結果によってのみ可能になるでしょう。

PCT ニュースレターの読者はこの問題に関する進捗に関する情報を逐次受け取るでしょう。

国際出願における図面の表示に関するさらなる情報について、PCT 規則 11.10、11.11、11.13 及び PCT 出願人の手引き段落 5.128 から 5.163 をご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2011年4月号 | No. 4/2011

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## **PCT 出願 200 万件突破**

国際事務局は、PCT 出願が 200 万件に達したことを発表いたします。PCT 出願の出願増加率は直近 6 年間—100 万件到達以降—で著しく増加しており、100 万件到達に 1978 年の PCT 運用開始から 26 年要しましたが、200 万件への倍増には 6 年しか要しませんでした。ガリ WIPO 事務局長は PCT 利用の急増は、イノベーションへの「投資の継続的増加を反映」しており、国際市場におけるイノベーションの成果の邦語の重要性が増している旨言及し、「PCT 加盟国の大幅増加が同制度の魅力を高め、出願の好調な増加に貢献している」と付言しました。

200 万件目の PCT 出願はアメリカのモバイルテクノロジー企業であるクアルコム社によって出願されました。同社は 2010 年の PCT 出願第 3 位の企業でした。事務局長は、長年にわたるクアルコム社の PCT 利用増は—1995 年の 37 件から 2010 年の 1677 件—国際特許制度の価値を成功した発明者達に示している旨言及しました。2011 年 4 月 14 日 WIPO ジュネーブ本部におけるセレモニーの中でこのマイルストーンが記念されました。同セレモニーではクアルコム社の会長兼最高経営責任者であるポール・E・ジェイコブス博士はビデオプレゼンテーションにおいて、クアルコム社の成長及び成功は世界中での発明の強い保護なしでは不可能だったと言及し、さらに「PCT は、国際出願を行うための簡潔かつ費用効果的な方法を提供することによるイノベーションの実行の助けとなるもの」であり、また「クアルコム社はイノベーション企業であり PCT は非常に重要である」と付言しました。最後に、ジェイコブス博士は、「WIPO はクアルコム社の成功及びワイヤレス産業の成長に不可欠なパートナーであり、イノベーションのサポート及び新技術の普及への WIPO の献身を称賛し、クアルコム社が次の 100 万件に対して幾分かの貢献を行いたい」とスピーチを締めくくりました。

さらなる情報は 2011 年 4 月 14 日付けの WIPO プレスリリース PR/2011/687 で公表されています。

[http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2011/article\\_0013.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2011/article_0013.html)

また、PCT 出願 200 万件受理を捧げた新ページが PCT 関連資料で公開されており、ジェイコブス博士のプレゼンテーションのビデオが含まれています。

<http://www.wipo.int/pct/en/2million/>

## **国際機関会合**

第 18 回 PCT 国際機関会合が 2011 年 3 月 15 日から 17 日までロシアのモスクワで開催されました。レポート及び作業文書は WIPO ウェブサイトから入手可能です。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/mia/18](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/mia/18)

## **品質及び適時性の問題**

この会議で、先の会合で創設された品質サブグループによる報告がレビューされ、同様のマニフェスト（権能）を継続し、これまで主に焦点を当てていたよりプロセス志向の事項に加え、

品質改善手段の勧告に取り組むことを確保することが決定されました (PCT/MIA/18/2)。また、第3回 PCT 作業部会で合意された勧告の進捗をレビューしました (PCT Newsletter 2010 年 7-8 月号参照) (PCT/MIA/18/3 及び 4)。

### 第三者情報提供及び指定官庁からのフィードバック

この会議で、いくつかの軽微なコメントを条件に、PCT での第三者情報提供制度の実施のための国際事務局の提案が適切であり、官庁の要求を満たしていることが合意されました (PCT/MIA/18/5)。また、指定官庁からのフィードバックの許容の重要性が再確認されましたが、この要求の実施の代替手段のさらなる追求が求められました (PCT/MIA/18/6)。

### 官庁間の協働

この会議で、サーチ及び審査に関する官庁の協働の実現可能性を評価するための試行プロジェクトについて報告がなされ、加えて、第2の規模を拡大した試行を継続する計画について言及されました (PCT/MIA/18/7)。また、サーチ戦略情報の共有の困難性の根底にある懸念に対処するためのさらなる作業を行うこと、及び、書面による見解に用いられる標準テキストのさらなる調和の可能性を考察することが合意されました (PCT/MIA/18/6)。

### PCT 最小限資料

この会議で、PCT 最小限資料への中国文献の追加のための PCT 規則 34 の改正のための提案を PCT 作業部会及び PCT 同盟総会への提出が支持されました (PCT/MIA/18/12 及び 12 Add.1)。また、いかなる官庁に対しても、その国内特許文献について、その文献の利用性に関する適切な技術的要件を満たしている限り、PCT 最小限資料に自動的に含めることを認めるための国際事務局提案の多くの根本的な原則及び目的について合意されましたが、この提案を進める前にさらなる技術的な検討が必要である点考慮されました (PCT/MIA/18/11)。

### 技術的事項

この会議で、配列表標準の記載の改正のための提案について原則的に合意しました。同提案では、技術的データは新たにかつ改正された WIOP 標準に完全に移行させ、PCT 手続に関連する事項のみ取り扱うために PCT 実施細則附属書 C を残すこととしています (PCT/MIA/18/13)。

この会議で、国際事務局により提案された、XML 形式で出願された国際出願の補正について満足のいく解決法を見出すための前進させる方策の承認が表明されました。これは、フルテキスト版の手続されている出願の広範囲な問題を取り扱う一般的な決定が必要となる可能性が高くなりました。

また、この会議で、PCT-EDI を利用した国際事務局を経由した、受理官庁から国際調査機関への調査用写しの送付によるコスト減少及び遅延回避のための新たな提案が歓迎されました (PCT/MIA/18/15)。

### 補充国際調査

この会議で、補充国際調査制度の利用に関する予備的報告について留意されました (PCT/MIA/18/10)。

### PCT 最新情報

- CL : チリ (手数料)  
HU : ハンガリー (官庁の名称、郵便のあて名、電話番号、電子メール及びインターネットアドレス)  
IS : アイスランド (手数料)  
KR : 大韓民国 (所在地及び郵便のあて名)  
LV : ラトビア (手数料)  
TR : トルコ (インターネットアドレス、優先権の回復に適用される基準)  
UA : ウクライナ (PC-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出)

**調査手数料 (オーストリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的財産特許商標行政局 (ロシア連邦))**

**インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))**

### **PCT Newsletter 2010 年索引**

2つの別の索引を含む *PCT Newsletter 2010* 年索引が PCT 関連資料のページに PDF フォーマットで掲載されました。主題ごとにアルファベット順に記載された索引と、国及び官庁ごとにアルファベット順に記載された索引からなります。

<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/list.jsp?year=2010>

### **有名な発明及び発明家の PCT ギャラリー**

有名な発明に追加がありました (<http://www.wipo.int/pct/en/inventions/inventions.html>)。

- Nano Hummingbird
- Solar Plane
- YikeBike

有名な発明及び発明家の PCT ギャラリーへの追加のご提案がある方は次の e メールアドレスまでお送りください。

[pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

### **PCT 様式**

スペイン語版の受理官庁様式の編集可能な PDF フォーマットが拡張され、以下の様式が含まれました。

- PCT/RO/102 (所定の手数料の納付に関する通知)
- PCT/RO/146 (職権訂正の通知)
- PCT/RO/147 (国の安全上の理由により記録原本及び調査用写しを送付できないことに関する通知)
- PCT/RO/156 (規則 4.17 に基づく申立ての補充命令)

スペイン特許商標庁にはこれらの様式を用意していただき大変感謝致します。

これら全ての様式は以下のサイトからご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>

### **ISA 及び IPEA の取決め**

WIPO 国際事務局と、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA)、及びオーストリア特許庁の場合はさらに補充調査のための国際調査機関 (SISA) として、次の機関との間の

取決めの最新版が英語及び仏語で掲載されました。かっこ書きは更新された取り決めの発効日です。

AT オーストリア特許庁（2011年4月1日）

US 米国特許商標庁（2011年3月10日）

[http://www.wipo.int/pct/en/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html)

[http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html)

## **PCT-SAFE 更新**

### **PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース**

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン(2011年4月1日付け version 3.51.049.225)が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

当該バージョン (“build 225”) は次の変更を行います。

- PCT-SAFE の Acrobat Reader X 準拠 (Acrobat Reader の詳細はリリースノートをご参照下さい)
- Windows®7 互換性のテストについて非ラテン言語を含むすべての言語で実施
- 受理官庁としての米国特許商標庁に EFS-Web 経由で出願する出願人のための、委任状及び手数料計算用紙への電子署名が付与可能
- 手数料表の更新、その他の軽微な機能及びグラフィカルユーザーインターフェースの改善

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

## **PATENTSCOPE®検索サービス**

### **新機械翻訳ツール**

発明の名称及び要約について英語から仏語及び中国語への翻訳ならびにその逆方向の翻訳する、PATENTSCOPE®検索サービスのユーザー支援のための新しいツールが WIPO によって開発されました。他の言語の組み合わせ、特に韓国語－英語、日本語－英語について現在研究中です。この翻訳支援は以下の URL からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/patentscope/translate/translate.jsf>

さらなる情報は次のサイトをご覧ください。

[http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2011/news\\_0001.html](http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2011/news_0001.html)

PATENTSCOPE®内の特許文献の明細書及び請求の範囲の機械翻訳の実施のための新たな可能性に関する情報は *PCT Newsletter* 2010年9月号9ページで公表されています。

### **LATIPAT データ**

LATIPAT コレクション (欧州及びラテンアメリカに出願されたスペイン語及びポルトガル語の特許文献データベース) の PATENTSCOPE® 検索サービスへの統合の枠組みで、チリ、エクアドル、ホンジュラス、ニカラグア、エルサルバドルからのデータが利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

## **PATENTSCOPE®製品及びサービス**

PATENTSCOPE®電子データ製品の 50%ディスカウントが非営利機関に対して提供されています。販売製品は、様々な形式及び特定の言語で利用できるものであり、以下のものがあります。

- PCT-TEXT (FTP サーバ経由での提供) (特定の国際出願に関する、書誌事項データ (XML 形式))、フロントページ図面のイメージ、並びに、明細書及び請求の範囲のフルテキスト (OCR テキスト又はいくつかの出願については XML 形式) を含む)
- PCT-Bibliographic (FTP サーバ経由での提供) (特定の国際出願に関する、書誌事項データ (XML 形式)、並びに、フロントページ図面のイメージ (TIFF 形式) を含む)
- PCT-Images (DVD による提供) (特定の国際出願に関する、書誌事項データ (XML 形式)、フロントページ図面のイメージ (TIFF 形式)、並びに、ページイメージ (TIFF 形式) を含む)
- PATENTSCOPE® Web Service (インターネットでの提供) (特定の国際出願に関する、書誌事項データ (XML 形式)、イメージ (TIFF 形式)、並びに、明細書及び請求の範囲のフルテキスト (OCR テキスト又はいくつかの出願については PDF 形式))
- PCT Backfile (ハードディスクでの提供) (特定の国際出願に関する、明細書及び請求の範囲のフルテキスト)

データ形式・言語及びデータ範囲の詳細、並びに、製品及びサービス価格についてのさらなる情報は、次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/data/products.html>

なお、国内特許及び PCT コレクション (国際出願及び配列表) の検索サービスのインターネットで利用は無料です。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

## **東日本大震災に伴う救済措置**

東日本大震災の影響に関連して、出願人が国際出願の出願について 12 ヶ月の優先期間を徒過した場合、優先権の回復が利用できる可能性がある点、出願人に注意喚起いたします (PCT 規則 26 の 2.3)。しかしながら、通常国際出願を受理官庁としての日本国特許庁 (R0/JP) に行っている出願人は、日本国特許庁が優先権の回復の請求を受け付けていないことから、さらなる手続を進めるには、優先権の回復の請求を受理官庁としての国際事務局 (R0/IB) に提出できるよう R0/IB に直接国際出願を提出するか、あるいは、国際出願がすでに R0/JP に提出されている場合、優先権の回復の請求の提出及び PCT 規則 19.4(a)(iii) に基づく R0/JP に対する国際出願の R0/IB への転送の請求を行うか、のいずれかを行わなければなりません。

PCT 規則に定められている他の期限に関して、国際出願に関連する文書に関して、PCT 規則 82 (郵便業務における異常 (郵便の遅延又は郵便物の紛失、又は郵便業務の中断)) が天災の影響のため遅れた郵便に対して適用される可能性があります。

日本国特許庁は、様々な国・地域の官庁において利用できる震災に対する救済措置の情報を収集しています。これらの情報は、それぞれの官庁の関連ウェブページへのリンクの形式で、次のウェブサイトに掲載されています。

[http://www.jpo.go.jp/cqi/link.cqi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/touhokujishin\\_sochi.htm](http://www.jpo.go.jp/cqi/link.cqi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/touhokujishin_sochi.htm)

## EPO からのお知らせ

### 国際調査機関としての EPO による非公式な明確化

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの段落 9.34 及び 9.35 に従って、有意義な調査が実施できない程度に、明細書、請求の範囲又は図面が、請求の範囲の明確性又は明細書による裏づけといった所定の要件を満たさない場合には、国際調査機関は、適切な場合には、国際調査報告を作成できない旨宣言する前に、出願人に対し非公式に明確化を求めることができます。同様に、国際予備審査の請求が行われた場合に、審査官は出願人に対し非公式に明確化を求めることができます。

欧州特許庁（EPO）は、国際調査の質のさらなる向上を目指して、2011 年 4 月 1 日以降に出願された国際出願、並びに、国際調査報告又は（国際調査報告を）作成しない旨の宣言が発行されていない係属中の出願に対する、上記のようなケースに関する限り、国際調査機関としての EPO に対して適用される新たな手続を構築しました。新しい手続の詳細な説明は EPO のウェブサイトで公表されています。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20110328.html>

国際調査機関は非公式な明確化を求める義務はなく、もし出願人が応答しない場合でも制裁はありません。しかしながら、その応答は、完全な国際調査報告を得る機会を増加させるので、出願人自身の利益になります。

## 実務アドバイス

### 出願人が補充国際調査を希望する可能性のある状況

**Q:** 既に出願した多くの国際出願に関する調査手数料を支払っています。国際調査が高品質であるはずであることを踏まえれば、なぜ補充国債調査を請求した方がよいのでしょうか。

**A:** PCT において、全ての国際調査機関は本来高品質の国際調査報告を提供するはずであり、通常の目的には十分なものです。国際調査が PCT 最小限資料だけでなく国際調査機関が国内官庁としての機能する場合に調査される追加の文献範囲をカバーしているにもかかわらず、この国際調査は全ての関連先行技術文献を見つけることが保証されていないという事実が存在します。国際調査機関の中には、異なるデータベースへのアクセスが可能であり、その審査官は他の調査機関の審査官とは異なる言語スキルを有していることから、補充国際調査の実施を請求することが有用である状況もありえるでしょう。

多くの国々の国内段階に移行することは費用がかかるものであり、またその国内段階中に新規の先行技術文献が発見される可能性が常に存在し、もしその先行技術文献の存在を事前に知っていたならば国内段階に移行しないと判断したあるいは移行前に大幅な補正を行ったかもしれない、といった点を踏まえることは特に重要です。補充国際調査はこのようリスクを軽減する授けとなり得るものです。

国際調査機関として選択することができる官庁は基本的に国際出願が提出された受理官庁によって決定されることにご留意下さい。そして、多くの場合、選択できる官庁はかなり少なくなります。もし官庁の選択が可能な場合には、おそらくコスト、国際調査報告の提供の典型的な適時性及び認識されている調査の品質を複合して決定するでしょう。しかしながら、補充国際調査に関しては、国際出願を提出した受理官庁の如何にかかわらず、補充国際調査

のサービスを提供しているいかなる官庁に対しても請求することができます（ただし、主国際調査を行った官庁に対しては補充国際調査を請求することができないという制限があります）。さらに、もし希望する場合、同じ国際出願について一以上の補充国際調査を請求することも可能です。補充国際調査は現在次の国際調査機関が提供しています。

- AT オーストリア特許庁
- EP 欧州特許庁
- FI フィンランド国立特許・登録委員会
- RU 連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）
- SE スウェーデン特許登録庁
- XN 北欧特許機構

各補充国際調査機関によって個別に決定される補充国際調査の対象及び料金を元に補充国際調査の選択を行うことも可能です。

- オーストリア特許庁は、異なった手数料のサービスの選択肢を提供しています：ドイツ語文献の場合は国際調査の通常の手数料のほぼ半額、欧州及び北米文献の場合はもう少し高額あるいは国際調査の手数料とほぼ同程度
- 連邦知的財産特許商標行政局（ロシア連邦）は、通常、基本的にロシア語文献及び旧ソ連及びCIS諸国の他の特定の特許文献の調査を低料金で提供していますが、主国際調査機関によって国際出願が人体又は動物の体の処置方法に関するものであるため国際調査報告を作成しない旨宣言されている場合、より高い料金を課し、国際調査と同程度の調査を実施します。
- サービスを提供するすべての他の国際調査機関は、通常、国際調査と同額で通常、国際調査と同程度の調査を実施します。

しかしながら、もし国際出願が国際調査機関によって認められていない言語で提出されている場合、翻訳を提供する必要があるかもしれない点ご注意ください。— 特定の補充国際調査機関によって認められている言語に関する情報はPCT出願人の手引きの該当する附属書SISAを参照

補充国際調査の請求を希望する最もありうる状況として次のものがあげられます。

- 商業的観点、又は、国内段階への移行を検討している国数の観点から、国際出願が特に重要なものである場合
- 国際出願の技術分野が、先行技術の重要なコレクションが補充国調査機関の公用語であって主国際調査機関の公用語とは異なっている言語で公表されている技術分野である場合
- 補充国際調査機関としても行動する特定の国際調査機関による国際調査を特に希望していたが、受理官庁が提供するオプションに含まれていなかった場合
- 主国際調査機関によって関連性の低い先行技術文献が提示されていることに不思議に思い、国内段階の費用をかける前に他庁の見解を求めたい場合
- 補充国際調査機関が、国内段階に移行しようとしている官庁である場合— 補充国際調査が国内審査における調査の全体又は一部の代わりと国内官庁がみなす可能性があります。欧州特許庁の場合、補充国際調査報告がオーストリア特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、スウェーデン特許登録庁、北欧特許機構によって作成された場合、補充欧州調査手数料の減額を提供しています。

したがって、補充国際調査を請求する前に、主国際調査、特定の出願の商業的価値の可能性、及び、主国際調査機関の専門性の高くない言語で作成されていることが知られている特定の技術分野に関連する公知物（文献）数を考慮すべきです。補充国際調査のオプションを認識

しておくことは、それが有用な場合に請求することを可能にするためにも有用です。出願人が国際段階での追加費用が価値あるものと信じる場合に補充国際調査は特別の情報を提供してくれるでしょう。

補充国際調査を希望すると決断した場合、様式 PCT/IB/375 を用いて優先日から 19 ヶ月までに（該当する国際機関ではなく）国際事務局に対して請求及び手数料の支払いを行う必要があります。補充国際調査機関は補充国際調査の請求及び国際調査報告を受理した時点、あるいは国際調査報告が遅れている場合には少なくとも優先日から 22 ヶ月の期間満了時点から補充国際調査を開始します。補充国際調査報告は優先日から 28 ヶ月までに作成されます。補充国際調査は出願時の請求の範囲、通常は最初の請求の範囲に係る発明について実施されます—PCT 第 19 条及び 34 条に基づく補正は考慮されません。補充国際調査の請求に関するさらなる情報は *PCT Newsletter* 2008 年 12 月号第 1 及び 14 ページ、2009 年 2 月号第 9 ページ、PCT 出願人の手引きの段落 8.001 から 8.053 をご参照下さい。

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2008/pct\\_news\\_2008\\_12.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2008/pct_news_2008_12.pdf)

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2009/pct\\_news\\_2009\\_02.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2009/pct_news_2009_02.pdf)

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2011年5月号 | No. 5/2011

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## お知らせ

2011年6月21日（火） 日本時間 15時から16時にかけて、日本語によるWIPOウェビナー（インターネット経由の講演）を放送します。PCTの最新情報について説明いたします。ウェビナーは無料で、登録は簡単です。講演日時がせまっておりますので、お早めに登録されることをお勧めします。

<https://www2.gotomeeting.com/register/850271210>

## 新たなPCT締約国

### カタール（国コード：QA）

カタールが2011年5月3日に加入書を寄託し、2011年8月3日からPCTに拘束されることになりました。その結果、2011年8月3日以降に出願された国際出願は自動的にカタールの指定を含むこととなります。

また、カタールはPCTの第II章にも拘束されます。したがって、2011年8月3日以降に出願された国際出願に関する予備審査請求は自動的にカタールの選択を含むこととなります。さらに、カタールの国民及び居住者は2011年8月3日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

なお、カタールは他の多くの国と同様、PCT第64条(5)に従い宣言を行いましたので、PCT第59条（PCT条約又は規則の解釈又は適用に関する2以上の締約国の間の紛争の国際司法裁判所への付託に関する規定）には拘束されません。

## ブダペスト条約

### モロッコの加盟

モロッコが2011年4月20日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これによりブダペスト条約の締約国数は74になります。ブダペスト条約はモロッコにおいて2011年7月20日に発効します。

[http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12\\_e.pdf](http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12_e.pdf)

## ePCT – 製品版（本データ）の第1試行段階の開始

2011年1月よりテストデータのみを含む新ePCTシステムの試行版が開始されていましたが（PCT Newsletter 2011年1月号参照）、2011年5月2日から本データを用いたePCTシステムの試行版の運用が開始されました。この製品版の第1バージョンは受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に電子出願している限定されたユーザーグループの協力で試行試験が

行われています。Béatrice Orès 氏（Orès 事務所、フランスパリ）が新 ePCT システムへの登録、未公開出願への安全なオンラインでのアクセスの最初のユーザーとなり、PCT の歴史において重要なマイルストーンになるでしょう。このシステムへの参加対象の拡大時期は、これからの数週月間の試行ユーザーのフィードバックに大きく依存しますが、他の PCT ユーザーにもプロジェクトが進むにつれ、以降の試行段階で参加していただく機会があるでしょう。この試行段階では、2009 年 1 月 1 日以降に PCT-SAFE ソフトウェア及び WIPO 電子証明書を用いた RO/IB への電子出願に対する公開前の安全なオンラインでの出願書類閲覧を提供します。試行段階が進むにつれ、他の電子出願ソフトウェアを用いた他の PCT 受理官庁に提出された出願についても徐々に拡大していく予定です。最終的に、電子出願での十分な経験が得られれば、紙出願又は電子証明書を利用しない物理媒体による電子形式の国際出願まで拡張されるでしょう。

国際事務局は ePCT プロジェクトの最新の進捗状況を *PCT Newsletter* で定期的にお知らせいたします。

### **国際出願の電子出願及び手続**

#### **オーストリア特許庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始**

オーストリア特許庁は、2011 年 4 月 11 日に、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、2011 年 6 月 1 日より受理官庁の資格で電子形式での国際出願及び手続を開始する予定である旨、WIPO に通告しました。オーストリア特許庁の、電子形式での国際出願に関しての要件及び実務を含む通告は、2011 年 5 月 19 日発行の *PCT Gazette* の *Official Notices* に公開されています。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

### **改正 PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ**

#### **HU ハンガリー (PCT 規則 20.8(a), 20.8(b), 26 の 2.3(j), 49 の 3.1(g), 49 の 3.2(h), 51 の 2.2(c), 51 の 2.3(c))**

受理官庁として、該当する場合には指定官庁としてのハンガリー知的所有権庁 (HIPO) は、2010 年 12 月 21 日から、以下の PCT 規則と国内法令との不適合の通知を取下げること国際事務局に通知しました。

- PCT 規則 26 の 2.3(j) – 受理官庁による優先権の回復
- PCT 規則 49 の 3.1(g) – 受理官庁による優先権の回復の効果
- PCT 規則 49 の 3.2(h) – 指定官庁による優先権の回復

また、2011 年 2 月 28 日から、以下の PCT 規則と国内法令との不適合の通知を取下げること通知しました。

- PCT 規則 20.8(a)及び(b) – 要素及び部分の引用により含めること
- PCT 規則 51 の 2.2(c) – 書類又は証拠を要求することができない場合
- PCT 規則 51 の 2.3(c) – 国内的要件を満たすための機会

よって、2010 年 12 月 21 日以降、PCT 規則 26 の 2.3(a)から(i), 49 の 3.1(a)から(d), 49 の 3.2(a)から(g)について、2011 年 2 月 28 日以降、PCT 規則 20.3(a)(ii)及び(b)(ii), 20.5(a)(ii)及び(d), 20.6, 51 の 2.2(a)(ii), 51 の 2.3(a)について、当該機関に適用されます。

PCT 留保、宣言、通知及び不適合の一覧が更新されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

**WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) : フィンランドのサービス開始**

フィンランド国立特許・登録委員会 (NBPR) は、2011 年 4 月 15 日付けで、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) における "depositing Office" (第 1 国官庁) 及び "accessing Office" (第 2 国官庁) としての両方のサービスの提供を開始しました。

"depositing Office" として、フィンランド国内特許出願又は受理官庁としてのフィンランド国立特許・登録委員会 (RO/FI) への国際出願を出願した出願人は、出願時又はそれ以降に、該当出願番号が明確に記載された書簡を送付することにより、当該出願について同サービスを利用できるよう NBPR に請求することができ、出願は DAS で利用可能になります。出願人はその後、以下のポータルサイトを使って、優先権書類へのアクセスを許可する官庁を設定するためのアクセスコードを受領します。

[https://webaccess.wipo.int/priority\\_documents/en/](https://webaccess.wipo.int/priority_documents/en/)

"accessing Office" として、フィンランド国内出願を行う出願人は、他の参加庁からの優先権書類の提供期間が、その日までにまだ満了しておらず、当該文書が DAS を通じて利用可能な場合、NBPR に対して書簡の送付により当該文書の取得を請求することができます。

NBPR が当該書類の写しを取得することを希望する出願人は、出願人のポータルにアクセスし、当該書類へのアクセスを許可する官庁リストに FI を追加したことを確認すべきです。さもなければ書類の取得は行われません。

さらなる情報は以下のサイトからご覧下さい。

[http://www.wipo.int/patentscope/en/priority\\_documents/offices.html](http://www.wipo.int/patentscope/en/priority_documents/offices.html)

また、PCT Newsletter 2010 年 3 月号第 1 ページ及び PCT Newsletter 2010 年 12 月号第 7 ページの「実務アドバイス」をご参照下さい。

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct\\_news\\_2010\\_03.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct_news_2010_03.pdf)

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct\\_news\\_2010\\_12.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2010/pct_news_2010_12.pdf)

**PCT 統計****PCT 年次報告 (2010)**

"The International Patent System – PCT Yearly Review: Developments and Performance in 2009" (国際特許制度 – PCT 年次報告 : 2010 年の発展及び実績) において、2010 年の PCT の活動が報告され、PCT 出願関連統計 (上位出願国、上位出願人、上位技術分野を含む) 及び各国段階移行数、並びに国際特許制度の実績に関する統計が含まれています。2010 年版には、PCT 制度の変化する地理について特別テーマを設けて、どのように世界経済のシフトが PCT 制度の地理を形成しているか議論されています。英語 PDF フォーマット版は以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/activity/index.html>

**PCT 最新情報**

- EG : エジプト (国内段階移行の期限、手数料)
- HU : ハンガリー (優先権の回復の請求に適用される基準)
- IS : アイスランド (手数料)
- TR : トルコ (PC-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出)

## 調査手数料（カナダ知的所有権庁、日本国特許庁）

### PCT 最新情報に関する WIPO ウェビナー（オンラインセミナー）

WIPO は PCT 最新情報に関するウェビナー（インターネット経由の講演）の新シリーズを数週にわたってアラビア語、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語で放送します。最初の講演は、英語で 2011 年 5 月 30 日（月）の午後 4 時から午後 5 時（中央ヨーロッパ時間）に行われます。今後実施予定の PCT ウェビナーのさらなる情報について PCT セミナーカレンダーに掲載いたします。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars.html>

ウェビナーは無料で、登録は簡単です。

英語によるウェビナーの登録は以下のリンクから行うことができます。

<https://www2.gotomeeting.com/register/870629010>

### インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))

#### PCT 条約及び規則のイタリア語版

PCT 条約及び 2011 年 7 月 1 日発効の PCT 規則のイタリア語版が PDF で利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct.pdf>

[http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct\\_regs2011.pdf](http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct_regs2011.pdf)

#### PCT 期間計算システム

PCT に関する重要な期間を計算するウェブに搭載された PCT 期間計算システムが英語、中国語、仏語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語に加え、アラビア語でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ar/calculator/pct-calculator.html>

#### PCT 作業部会の作業文書

2011 年 6 月 6 日から 10 日に開催される第 4 回 PCT 作業部会で議論される作業文書が公表され、以下の WIPO ウェブサイトからご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=22683](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=22683)

### PATENTSCOPE 検索サービス

#### 国内特許コレクション

PATENTSCOPE 検索サービスは、ドミニカ共和国の国内特許コレクションを追加しました。これにより 25 の国又は広域の官庁のデータが PATENTSCOPE 検索サービスで利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

この検索ページでは、約 190 万件の PCT 出願を含む約 780 万件の国内又は広域の特許文書について検索を実行することが可能です。各官庁の文献蓄積範囲に関する情報も上記ウェブページのヘルプメニューから参照することができます。

## CLIR : 中国語、韓国語、ロシア語及びポルトガル語で記載された明細書及び請求の範囲のキーワードによる検索

WIPO の多言語検索機能 (CLIR) に従来から利用可能な英語、仏語、ドイツ語、日本語、スペイン語に加えて、新たに中国語、韓国語、ロシア語、ポルトガル語が追加されました。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/clir/clir.jsp>

このツールは、PCT及び国内特許コレクション (<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/>) の検索を強化するものです。このツールを利用することにより、一つの言語による検索式が、WIPOが開発した特別のソフトウェアにより、数種類の言語に翻訳されます。なお、韓国語、ロシア語、ポルトガル語については、当面施行段階である点ご留意下さい。

CLIR のユーザーガイドは以下のウェブサイトでご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/patentscope/search/en/help/CLIR\\_DOC.pdf](http://www.wipo.int/patentscope/search/en/help/CLIR_DOC.pdf)

CLIR についてのフィードバックの提供に関する情報は次のウェブサイトをご参照下さい。

[http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2011/news\\_0005.html](http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2011/news_0005.html)

## 実務アドバイス

### 国際段階において遅延なく国際出願の手続を進める機会を最大化するためにとりうる行動

**Q:** 多くの国での可能な限り早期の特許取得を希望する発明者の代理人です。したがって、PCT 出願はパリルートによる国毎の出願に比べて有利でしょう。早期の特許取得を目指すため、国内段階に移行して PCT-PPH の利用を検討しています。PCT-PPH 手続に利用するため国際調査報告 (ISR) 及び国際調査機関の書面による見解 (WOSA) を早期に得るためにとりうる行動が何かありますか？

**A:** 一般的に、PCT において、国際事務局、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関 (後述するいくつかの例外はあるが) に対して、PCT において規定されている期限は手続を実行するのに非常に厳しいことから、国際段階での手続を早めるための規定は提供されていません。しかしながら、早期審査のための PPH 請求の基礎となる見解書を可能な限り早く入手して国内段階に移行する可能性を高めるべく、遅滞なく国際調査が行われるようにする機会を最大化するためにとりうる多くの行動があります。ただし、これらの行動は実務上の指針にすぎず、手続を促進することを保証することはできません。

### 国際段階の手続の迅速化を助ける出願戦略

(1) 先の国内出願を出願していない場合、(優先権主張なしに) PCT 出願から開始

すでに国内出願を行っているか否かは言わないが、先の出願がない場合かつ PCT 国際出願を行う意図がある場合には、通常の国内出願よりむしろ国際出願から開始することができます。このような方法で PCT を利用することにより、可能な限り早く ISR 及び WOSA の取得が可能になります。なぜなら、PCT 規則 42 及び 43 の 2 によると ISR 及び WOSA は優先日から 9 月或いは国際調査機関による調査の写しの受理から 3 月のいずれか遅い日まで作成しなければならず、例えば、2011 年 6 月 1 日に (優先権主張を伴わず) 最初に PCT 出願を行った場合、ISR 及び WOSA は 2012 年 3 月 1 日までに作成されます。もし、2011 年 6 月 1 日に国内出願を提出し、その後、仮に 10 ヶ月後の 2012 年 4 月 1 日に (先の国内出願に基づく優先権主張を伴い) 国際出願を行った場合、ISR 及び WOSA は早くとも 2012 年 7 月 1 日が作成期限になります。

## (2) 受理官庁及び国際調査機関の選択

PCT-PPH プログラムでの国内段階での早期審査の請求は、肯定的な（国際機関の）見解が作成された場合のみ可能です。いかなる国際機関も受理官庁から調査の写しを受理するまで国際調査を行うことができないので、国際調査機関としても行動する受理官庁に対して国際出願を行うことにより、受理官庁から国際調査機関への調査の写しの送付による遅延の可能性を減少することができます。

受理官庁の選択に国際調査機関としても行動する官庁が含まれていない場合、国際調査機関への調査の写しを速やかに転送している実績を有する受理官庁を選択することができます。選択した受理官庁の国際事務局への国際出願の転送の適時性（つまり、国際調査機関への転送の適時性も推定される）に関する統計が "The International Patent System: Performance Indicators" ("Timeliness of Receiving Offices (RO) to transmit copies of PCT application to the International Bureau: selected Receiving Offices" という題の表を参照) と題した文書の 8 から 9 ページでご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/pdf/performance\\_indicators.pdf](http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/pdf/performance_indicators.pdf)

なお、受理官庁としての国際事務局は（曲線の最初の急上昇部が示すように）国際出願に何ら問題がない場合には最も早く調査の写しを送付しますが、PCT 規則 19.4 に基づく非管轄受理官庁からの非常に遅く転送されるケースを含む、解決に長い時間を要する多くの問題のあるケース（曲線の長い後半部分が示すように（送付に時間がかかるケースがある））を受理している点にご留意下さい。

国際調査機関の選択肢が複数存在する場合（国際調査機関の選択は PCT 規則 35 に従い、国際出願を行った受理官庁によって決定される）、ISR をより早く提供する傾向のある国際調査機関を選択することができます。これにより、ISR 及び WOSA（WOSA は通常 ISR と同時に作成される）をより早く受理する機会が増加するでしょう。この決定に際し、上記の文書の入手の適時性の統計が有用です； "Timeliness of International Searching Authorities (ISAs) to transmit International Search Reports (ISRs) to the International Bureau" と題した 16 から 21 ページの表をご参照下さい。しかしながら、この統計は、国際調査機関が受理する調査の写しを送付する受理官庁で発生するかもしれない遅延にバイアスを受ける可能性があり、また、国際調査機関が WOSA を作成するのに要する時間は、発明の技術分野に依存する可能性がある点にご注意下さい。

## (3) 方式上の要件

手続の遅延を最小限にするために、出願する前に、国際出願が PCT 第 11 条に基づく必要な要件をすべて満たしているか確認すべきです。そして、訂正による時間のロスを避けるべく PCT 第 14 条に基づく欠陥を含んでいないことを確認するため注意深く出願をチェックすべきです。国際出願を電子出願する場合、電子出願ソフトの検証によりいくつかの方式上のエラーを防ぐ可能性があるというメリットがあります。さらに、国際出願を RO/IB に電子出願する場合、国際出願のスキャン工程を回避することができ、受理官庁の手続を早める可能性があります。（電子出願又は紙出願にかかわらず）受理官庁に対して国際出願の訂正が必要な場合、郵送よりむしろ FAX での書類送付による早期の対応を行うべきです。また、RO/IB への出願の場合、PCT オンラインドキュメントアップロードサービスの利点を活用することができます（<https://webaccess.wipo.int/pctservice/en/>）。オンラインドキュメントアップロードを利用することにより、国際事務局はスキャン工程を省略し、自動的に担当官に文書が贈られるため、手続に要する時間をさらに減少させることができます。

国際出願が配列リストを含む場合、電子出願された国際出願の一部として、テキストファイルとして提出されることが望ましいです。この方法による出願（PCT 実施細則セクション 707(a) の 2)参照）は料金が安いことに加え、国際調査の目的で必要となるコピーに関連する問題が発生するリスクが除かれます。

国際出願は国際調査機関（受理官庁も同様）によって認められている言語で行う、あるいは出願時に要求される翻訳文を提供することを確実にして下さい。国際出願が国際調査機関に認められている言語で行われない場合、国際調査機関は必要な翻訳文を受理するまで国際調査を開始することができません（国際出願の言語に関するさらなる情報は PCT 規則 12 参照）。

#### （4）発明の単一性

国際調査（該当する場合には、国際予備審査）の実行の遅延を避けるために、出願が発明の単一性を欠如していないよう確認が必要です（PCT 規則 40 及び 68 参照）。もし発明の単一性が欠如している場合、追加手数料の支払のための通知が発効され、出願人は手続が進められる前に手数料を支払わなければならないため、手続が長くなります。

#### （5）手数料の迅速な支払

送付手数料、国際出願手数料、調査手数料は出願時に支払われるべきで、かつ、その時点で適用される額を支払っていることを確かめるべきです。特に、調査手数料が支払われて後にしか国際調査機関へ調査の写しは送付されません（PCT 規則 23.1(a)）。手数料が設定されていない通貨での支払手数料は、為替変動により当該手数料の換算額とかなりの頻度で差額が生じるので特別に注意を払う必要があります（最新の手数料については、PCT Newsletter の手数料表をご参照いただくか、直接受理官庁にお問い合わせ下さい）。RO/IB に出願する場合、クレジットカードによる支払（PCT E-payment）は手数料支払手続を迅速化します：当座勘定又は預金勘定での決済による支払と同様、口座に十分な金額がある場合、迅速化されます。

### 国際段階における手続促進化のための特別な行動

国際段階の特定の局面での手続迅速化を可能にするいくつかの行動を開始することができます：

－ 国際予備審査の請求を提出する意思がある（WOSA において十分な数の請求項について肯定的な建機垂が示されず、PCT 第 34 条に基づく請求の範囲の補正の機会を利用することに関心がある）場合、手続迅速化のための 1 つの様式を利用することが可能です－国際予備審査の請求書（様式 PCT/IPEA/401）の第 IV 欄の 4. のボックス（「出願人が国際予備審査を規則 54 の 2.1(a) に基づき適用される期間の満了よりも早く開始することを明示的に希望する」）にチェックを入れることができます。このボックスにチェックが入っていない場合、国際予備審査機関は予備審査を開始する前に優先日から 22 月まで待つことができ、国内段階移行前に特許性に関する国際予備報告（PCT 第 II 章）の取得を希望することになるでしょう。

－PCT 第 21 条(2)(b) 及び規則 48.4 に基づく国際出願の早期公開を請求することができます。しかしながら、この請求は、ISR 及び WOSA がまだ利用できない場合、PCT-PPH に基づく国内手続の開始時期に影響は与えません。ISR が国際出願と同時の公開に利用できない場合、早期公開の請求には、PCT 出願人の手引きの附属書 B2(1B) に示されているように、特別な公開の手数料の支払が課せられます。

－ISR 及び WOSA が発行されれば、PCT 第 22 条（又は 39 条）に規定された行動を実行した場合に、早期の国内手続のため、指定（選択）官庁に対して明示の請求をすることによって国内段階へ移行したとみなされるでしょう。通常、国際事務局は、書面による見解は（特

許性に関する国際予備報告（第1章）の形で）優先日から30月の期間満了後に指定官庁に送付します（PCT規則44の2.2(a)）。しかしながら、PCT第23条(2)に基づき早期の国内手続を請求する場合、国際事務局は出願人又は指定官庁の請求に基づき指定官庁に対して特許性に関する国際予備報告（第1章）を速やかに送付します（PCT規則44の2.2(b)）。（指定官庁により英語翻訳が請求される場合はPCT規則44の2.3をご参照下さい。）（訳者注：報告原文（例えば日本語）の指定官庁への送付の請求は出願人が行うことが可能ですが、報告英訳は指定官庁による請求のみ可能です（出願人は請求できない）。また上記請求を行う際にはPCT第23条(2)とともに該当規則を明示していただくようお願い致します）

PCT-PPHに関するさらなる情報は、*PCT Newsletter* 2011年2月号の実務アドバイスをご参照下さい。

#### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2011年6月号 | No. 6/2011

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## 新たなPCT締約国

### ルワンダ（国コード：RW）

ルワンダが2011年5月31日に加入書を寄託し、2011年8月31日からPCTに拘束されることになりました。その結果、2011年8月31日以降に出願された国際出願は自動的にルワンダの指定を含むこととなります。

また、ルワンダはPCTの第II章にも拘束されます。したがって、2011年8月31日以降に出願された国際出願に関する予備審査請求は自動的にルワンダの選択を含むこととなります。さらに、ルワンダの国民及び居住者は2011年8月31日からPCTに基づく国際出願を出願することができます。

## ブダペスト条約

### チリの加盟

チリが2011年5月5日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託しました。これによりブダペスト条約の締約国数は75になります。ブダペスト条約はチリにおいて2011年8月5日に発効します。

## 7月及び8月の合併号

今回はPCT Newsletterの合併号となり、8月に発行する予定です。7月中に、PCTユーザが知っておくべき重要なPCTニュースが発生した場合には、PCT電子メール更新サービスによって、その情報をお知らせします。PCT電子メール更新サービスは、PCT Newsletterの各号が掲載されたことをPCTユーザに通知したり、その他の臨時のお知らせを行うのに使用されています。このサービスの提供を受けていない方は、無料でお申込みできます。

<http://www.wipo.int/lists/subscribe/pct-general>

更に、PCTセミナーカレンダー及びPCT手数料表に変更があった場合、次のアドレスにおいてそれぞれ7月に更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

## PCT規則改正（2011年7月1日施行）

2010年9月のPCT同盟総会において、2011年7月1日施行のPCT規則改正が採択されています。以下の点について規則改正がなされています。

- (i) PCT規則91.1(b)(iii)に基づく国際予備審査機関によって許可された明白な誤記の訂正（PCT規則48.2及び70.16の改正）

(ii) PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正、PCT 第 34 条に基づく明細書、請求の範囲及び図面の補正、並びに、出願時からの補正の根拠を示した添付書簡の提出 (PCT 規則 12.2、49.5、53.9、55.3、62.1、62.2、70.2、70.16、92.2 の改正及び PCT 規則 66.9 の削除)

(iii) 国際予備審査報告に添付される差替え用紙、添付書簡及び他の書類 (PCT 規則 70.16 の改正)

2011 年 7 月 1 日施行の PCT 規則の改正の影響について説明したパワーポイント資料の英語版は以下のアドレスからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/2011changes.ppt>

また、仏語、スペイン語版についてもまもなくご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/2011changes.ppt>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/2011changes.ppt>

また、2011 年 7 月 1 日施行の PCT 規則の全文の英語、仏語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語版は PCT 関連情報のページの右端欄において PDF 形式でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_regs2011.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs2011.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct\\_regs2011.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct_regs2011.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct\\_regs2011.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs2011.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct\\_regs2011.pdf](http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs2011.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct\\_regs2011.pdf](http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct_regs2011.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct\\_regs2011.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs2011.pdf)

### 特許協力条約及び規則 (紙版)

2011 年 7 月 1 日施行の英語、仏語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語版の特許協力条約及び規則の条文集 (紙版) が出版されました。

お値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “the Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ : (41-22) 740 18 12

電子メール : [publications.mail@wipo.int](mailto:publications.mail@wipo.int)

電子ブックショップ : <http://www.wipo.int/ebookshop>

あて名 : 34, chemin des Colombettes  
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,  
Switzerland

### PCT作業部会

PCT 作業部会の第 4 回会合が 2011 年 6 月 6 日から 9 日までジュネーブにて開催されました。この会議の総括で参照されている作業文書は以下の WIPO のウェブページに掲載されています。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/wg/4](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/4)

本作業部会は、2011 年 9 月 / 10 月に開催される次期 PCT 同盟総会において、PCT 規則の

次の改正提案が採択できるように、これらの提案を承認しました。

- PCT 規則 17.1（優先権書類の謄本の提供）：本提案は、電子図書館（実際には、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS））からの優先権書類の提供に関する現行の期限を緩和するものです。現在、出願人は、優先権書類をダウンロードすることの請求及び優先日から 16 ヶ月までに利用できることの確保の両方に必要な全てのステップを行わなければなりません。16 ヶ月より前に DAS を通じて優先権書類が利用できるようにするために必要な全てのステップにしばしば気づかないあるいは実行できないことがあり、紙による優先権書類は国際公開の日の前まではまだ受理されるのにもかかわらず、DAS の場合 16 ヶ月以後に当該書類の取得を許可するための修正は遅いとみなされます（*PCT Newsletter* 2010 年 12 月号参照）。改正提案では、出願人は、国際公開の日の前までに、国際事務局に対し電子図書館から当該書類の取得を請求し、かつ、国際事務局が電子図書館から優先権書類にアクセス可能であることを確保するために必要な全てのステップを行ってれば、期限を満たしていることとなります。この改正ではまた、電子図書館からの優先権書類の取得を受理官庁に対して請求することについて、現在このサービスを提供している受理官庁が存在しないことを念頭に、その理論的可能性を削除します。
- PCT 規則 20.7（PCT 第 11 条に基づく欠陥の補充に関する期限）：本提案はこの規則を適用すべきケースの明確化のための改正です。
- PCT 規則 34（最小限資料）：本提案は、中華人民共和国政府の請求により、国際調査の実施に利用される PCT 最小限資料に中華人民共和国の特許文献を追加するための改正です。さらに、英語要約及び機械翻訳を含む関連文献を国際機関が利用できるように、中国語と同様に文献の英語版が中華人民共和国国家知識産権局のウェブサイトを通じて公衆が検索可能にします。  
[http://59.151.99.140/sipo\\_EN/search/tabSearch.do?method=init](http://59.151.99.140/sipo_EN/search/tabSearch.do?method=init)
- 新規則 82 の 4（期限が遵守されなかったことによる遅滞の許容）／PCT 規則 82.2（郵便業務における異常）：本提案は、現行の PCT 規則 82.2 を、規則に定められた期間が遵守されなかったことによる遅滞の許容を不可抗力の場合に関連官庁が認めるという、新規かつより広範なルールに置き換えるものです。この新規則は優先権期間や国内段階移行の期間には適用されません。これらの期間は PCT 規則には定められておらず、パリ条約や PCT 条約にそれぞれ定められているものです。

本作業部会で承認された規則の改正提案の条文は議長総括に添付されます（PCT/WG/4/16）。

さらに本作業部会では、第 3 回作業部会で承認された PCT システムの機能を向上するための勧告の実施に向けた進捗が調査されました（*PCT Newsletter* 2010 年 7-8 月号参照）。これは、世界的な特許出願の急増に関する調査（PCT/WG/4/4）、PCT 第 51 条に基づく技術援助の調整及び資金調達に関する調査（PCT/WG/4/5）とともに、国際事務局及び国内官庁による様々な活動（PCT/WG/4/3）を含んでいます。本作業部会は、2012 年初めの運用開始を目指している第三者情報提供制度の発展に関する報告（PCT/WG/4/7）、イギリス知的所有権庁からの、国際段階のより効果的な利用の促進に関する自庁の経験についての文書（PCT/WG/4/14）、及び協働調査・審査の試行プロジェクトに関する報告（PCT/WG/4/15）について留意しました。

本作業部会ではさらに、補充国際調査サービスの限られた利用についての報告、ePCT オンラインプライベートファイルインスペクション（出願人書類閲覧）のデモンストレーション及び将来のシステム拡張予定に関する文書について留意しました。

最後に、本作業部会は、各開発アジェンダ勧告の実施のための同作業部会の貢献に関する代表团によるステートメントを留意し、これは2011年9月/10月のWIPO一般総会に報告されます。

議長総括は、上記のインターネットアドレスの作業文書と同じページからまもなくご覧いただけます。会合の報告案も同じくそのうちご利用いただけます。

### **PCT-特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラム**

#### **スウェーデン特許登録庁 (PRV) と米国特許商標庁 (USPTO)、日本国特許庁 (JPO) とスウェーデン特許登録庁、日本国特許庁とメキシコ工業所有権機関 (IMPI)**

PRV と USPTO、JPO と PRV のそれぞれの2庁間において、新しい PCT-PPH 試行プログラムが2011年6月1日付けで開始されます。PCT のフレームワークで一方の国際調査機関又は国際予備審査機関としての一方の参加庁によって作成される国際調査機関又は国際予備審査機関による肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告(第II章)を得た PCT 出願について、他庁の国内段階での早期審査を利用することが可能になります。

さらに、JPO と IMPI の2庁間において、新しい PCT-PPH 試行プログラムが2011年7月1日付けで開始されます。しかしながら、この場合 JPO が国際調査機関及び国際予備審査機関であるので、JPO によって作成される見解又は特許性に関する国際予備報告についてのみ適用されます。

PPH 合意により出願人は早期審査を利用することができます。それぞれの官庁で作成された PCT 国際段階の成果物を PPH プログラムに含めることは、出願人及び官庁に対し PPH プログラムの有用性を大いに拡大するでしょう。

PRV と USPTO、JPO と PRV、JPO と IMPI の間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでそれぞれご覧いただけます。

PRV 及び USPTO :

<http://www.prv.se/In-English/IP-Professional/Patents/Patent-Prosecution-Highway-PCT/>  
<http://www.uspto.gov/news/pr/2011/11-35.jsp>

JPO 及び PRV :

[http://www.jpo.go.jp/torikumi\\_e/t\\_torikumi\\_e/japan\\_sweden\\_highway\\_e.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_sweden_highway_e.htm)  
<http://www.prv.se/In-English/IP-Professional/Patents/Patent-Prosecution-Highway-PCT/>

JPO 及び IMPI :

[http://www.jpo.go.jp/torikumi\\_e/t\\_torikumi\\_e/japan\\_mexico\\_highway\\_e.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_mexico_highway_e.htm)  
[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t\\_torikumi/patent\\_highway.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm)  
及び、以下英語・スペイン語それぞれご覧いただけます  
[http://www.impi.gob.mx/work/sites/IMPI/resources/PDFContent/2932/PHP\\_in.pdf](http://www.impi.gob.mx/work/sites/IMPI/resources/PDFContent/2932/PHP_in.pdf)  
[http://www.impi.gob.mx/work/sites/IMPI/resources/PDFContent/2925/PHP\\_es.PDF](http://www.impi.gob.mx/work/sites/IMPI/resources/PDFContent/2925/PHP_es.PDF)

### **委任状の放棄**

**PCT 規則 90.4(d) 及び 90.5(c)に基づく通知 (連邦知的財産特許商標行政局 (ROSPATENT))**

受理官庁、国際調査機関、補充国際調査機関、国際予備審査機関としての連邦知的財産特許商標行政局 (ROSPATENT) は別個の委任状及び／又は包括委任状の写しを提出するための、PCT 規則 90.4(b) 及び 90.5(a)(ii) に基づく要件を放棄することを国際事務局に通知しました。別個の委任状又は包括委任状の写しが必要とされる特別な場合は次のとおりです。

代理人又は共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者が出願後に行為をした時、又は、代理人が行為する資格について疑義がある時

委任状の放棄についての背景情報は *PCT Newsletter* 2004年1月号 第2頁に記載されています。また、委任状の要件を放棄することをWIPOに通知した官庁（又は機関）の一覧はまもなく更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

## **公開スケジュールの変更**

### **2011年9月9日の公開（公開日）**

2011年9月8日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、その日に通常公開されるPCT出願及びその日に通常公開される公示（PCT公報）が2011年9月9日（金）に公開されます。その結果、PCT出願の技術的準備が完了する日が公開日の16日前（通常の公開日の15日前より早い）である2011年8月24日（水）となります。したがって、国際公開に反映させたい変更は2011年8月23日（火）の24時までに国際事務局に受理される必要があります。

### **2011年9月22日の公開（公開のための技術的準備）**

2011年9月8日（木）がWIPOの閉庁日に当たる為、2011年9月22日（木）に公開されるPCT出願の技術的準備が完了する日が通常より早まり、2011年9月6日（火）となります（通常の場合の技術的準備が完了する日である2011年9月7日（水）の代わり）。したがって、国際公開に反映させたい変更は2011年9月5日（月）の24時までに国際事務局に受理される必要があります。

## **PCT-ROAD : 受理官庁のためのソフトウェア**

PCT 受理官庁用特許出願管理システム (PCT-ROAD) では、PCT 受理官庁が完全に電子出願を物理媒体に格納することができ、出願形式が完全電子出願、PCT-EASY モード出願、紙出願のいずれでも、国際出願の手続を電子的に行うことができます。

PCT-ROAD ソフトウェアは韓国知的所有権庁と WIPO の共同プロジェクトで開発されたものです。

PCT-ROAD ソフトウェアの新バージョンが日本語及びスペイン語でご利用いただけます。

PCT 受理官庁は同ソフトウェア及びマニュアルを無料でご利用できます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/pctroad/>

## **PCT最新情報**

米ドルでの支払手数料（多くの官庁）

AT：オーストリア（手数料）

CN：中国（代理人に関する要件、必要な翻訳文の内容、国際出願の写しの提出、手数料）

FI : フィンランド (郵便のあて名、電子メールアドレス)

GB : イギリス (手数料)

GE : グルジア (手数料)

IB : 国際事務局 (手数料)

2011年9月1日から、受理官庁としての国際事務局に支払う次の手数料のUSDの換算額が変更になります。

送付手数料	USD	114
優先権書類の手数料	USD	57
航空郵便のための追加額	USD	11

JP : 日本 (手数料)

2011年8月1日から、受理官庁としての日本国特許庁に支払う、国際出願手数料、30枚を超える用紙毎の手数料、PCT-EASY モード出願の減額、及び電子出願 (文字コード形式) の減額の円への換算額が変更になります。

KR : 大韓民国 (手数料)

NO : ノルウェー (手数料)

RU : ロシア連邦 (電子メールアドレス、PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、代理人に関する要件)

TR : トルコ (手数料)

ZA : 南アフリカ (手数料)

**調査手数料** (オーストラリア特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、欧州特許庁、韓国知的所有権庁、北欧特許機構、中華人民共和国国家知識産権局、スウェーデン特許登録庁、米国特許商標庁)

**取扱手数料** (日本国特許庁、韓国知的所有権庁、連邦知的財産特許商標行政局 (ROSPATENT)、米国特許商標庁)

**インターネットで提供するPCT関連資料の最新/更新情報** ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))

### **PCT-特許審査ハイウェイ試行プログラム**

PCT ウェブサイト内の PCT-特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムに関するページが更新されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

### **中国語による PCT 関連資料の追加**

#### *国際段階での手数料の支払*

国際段階での手数料の支払方法に関する追加の情報が、中国語の PCT 関連情報のページにまもなく追加されます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/fees/index.html>

#### *受理官庁としての国際事務局への PCT 直接出願*

受理官庁としての国際事務局への出願、特に、出願方法、支払手数料、許容する通貨及び支

払方法、RO/IB への出願の特徴、PCT 受理及びプロセッシングチームの連絡先が中国語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/filing/filing.html>

#### 知的所有権庁の閉庁日

知的所有権庁の 2011 年における閉庁日が中国語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/closeddates/index.html>

#### WIPO 国際事務局以外の者からの手数料請求書についての警告ページ

WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない、PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係のない、手数料請求書の例を掲載している「警告」のウェブページが、英語 (、日本語) に加えて中国語、ドイツ語、スペイン語でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/de/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/de/warning/pct_warning.html)

[http://www.wipo.int/pct/es/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/es/warning/pct_warning.html)

[http://www.wipo.int/pct/zh/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/zh/warning/pct_warning.html)

#### 「PCT200 万件」ウェブページ

「PCT200 万件」に関するウェブページが英語に加えて仏語、中国語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/fr/2million/>

<http://www.wipo.int/pct/zh/2million/>

#### PCT 規則

上記「PCT 規則改正 (2011 年 7 月 1 日施行)」参照

#### パワーポイント資料

上記「PCT 規則改正 (2011 年 7 月 1 日施行)」参照

#### PCT-SAFE 更新

#### RO/AT e-filing パッチ

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの更新パッチ (2011 年 6 月 1 日付け) が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

当該パッチは、2011 年 6 月 1 日以降の受理官庁としてのオーストリア特許庁へ完全電子出願を可能とするものです。

当該パッチは、PCT-SAFE クライアントソフトウェアの 2011 年 4 月 1 日版 (version 3.51.049.225) を完全インストールしたもののみ更新します。

#### PCT-SAFE Client ソフトウェアの 2011 年 7 月フルリリース

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン (2011 年 7 月 1 日付け) が 7 月にリリース予定で、RO/AT パッチ、必要に応じて PCT 手数料の更新及び他の PCT アップデートが取り

込まれる予定です。

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe>

## **実務アドバイス**

### **PCT E-Payment サービスを利用した受理官庁としての国際事務局への手数料の支払**

**Q:** 最近、受理官庁としての国際事務局に対して国際出願を行いました。願書作成時に、手数料計算用紙内に、クレジットカードによって手数料を支払う旨指摘しました。しかしながら、支払いのため PCT E-Payment サービスのページにアクセスすると、WIPO の参照番号の入力を要求されるため、支払手続を進めることができません。どこでこの番号を入手することができますか？

**A:** PCT E-Payment サービスは、出願人が、受理官庁としての国際事務局(RO/IB)に対する手数料の支払及び補充国際調査の請求を行うための手数料の支払を、安全かつ秘匿環境下でオンラインでのクレジットカード取引を行うことができるよう、昨年導入されました。PCT E-Payment サービスを利用する場合、該当する取引への直接リンクを含む電子メールを RO/IB からまず受け取っていないと、支払手続を進めることはできません。もし、RO/IB からそのような電子メールをまだ受け取っていない場合は、その理由として以下のものが考えられます。

- RO/IB に対して電子メールアドレスを提出しておらず、RO/IB からその提出の求めをまだ受け取っていない（通常、そのような求めは、国際出願の受理後すぐに RO/IB から送付されます）、
- もし、電子メールを提出した場合は、RO/IB からすでに電子メールが送信されているが、スパムフィルターによるブロックのため電子メールが届いていないか、又は、RO/IB での国際出願の手続がまだ進んでいない可能性があります。

オンライン PCT E-payment サービス経由でのクレジットカードによる RO/IB に対する手数料支払を行うことができるようにするためには、願書にクレジットカードによる支払を行う意思を表示す際に、RO/IB に対して電子メールアドレスを提出することが重要です。願書の第 II、III 又は IV 欄内に電子メールアドレスを記入することにより可能です。もし、願書への記入を忘れた場合、別個の書簡で電子メールアドレスを提出することができます。遅延をさけるためには、IB に対する電子メールアドレスの提出は、好ましくは、オンラインドキュメントアップロードサービス ([http://www.wipo.int/pct/en/service\\_center/](http://www.wipo.int/pct/en/service_center/)) を利用することにより提出されるべきです。もし、PCT-SAFE ソフトを利用し電子出願を行っていた場合、受理官庁として IB を選択し、支払方法としてクレジットカードを選択すると、同ソフトにより電子メールアドレスの提出を自動的に促されるため、電子メールアドレスを欠落した可能性はより少なくなるでしょう。

一度 RO/IB に電子メールが提出されると、最初の方式手続の後、この目的のため提供された電子メールアドレス宛に自動配信電子メールを受信するでしょう。この電子メールは PCT E-payment サービスにおける該当オンライン取引への直接リンクを含んでいます。支払手数料の種類に応じ（PCT E-Payment サービスは国際出願の受理官庁の如何にかかわらず、国際事務局に対する補充国際調査手数料の支払にも利用できます）、PCT/RO/102（所定の手数料の納付に関する通知）、PCT/IB/376（補充国際調査請求書及び関連手数料の受理通知）といった特定の様式が電子メールに添付される可能性がある旨ご留意下さい。

電子メールに含まれている専用のリンクをクリックすることにより、PCT E-Payment サービスにつながり、安全かつ秘匿の方法でオンラインでのクレジットカード取引を行うことができます。PCT E-Payment サービスにより送付される電子メールで提供されるリンクを経由することなくオンラインでの手数料支払を試みるべきではありません。

ご質問にある WIPO の参照番号はそれぞれの取引に属するもので、該当出願に関する異なるオンライン PCT E-Payment 取引に対応する連続する番号で構成されるもので、例えば、IB/10/123-01 は国際出願 PCT/IB2010/000123 の PCT E-Payment 取引のための WIPO の参照番号となります。

一度クレジットカードの詳細情報を含む必要な情報すべてが提出されると、PCT E-Payment サービスから確認電子メールを受理し、取引の概要がオンラインで表示されるでしょう。そうでなければ、取引が成功しなかった場合に、拒否された取引について該当の金融機関から即時にオンラインフィードバックを受理するでしょう。

PCT E-Payment サービスについて何か質問を提出する必要がある場合、画面下部にあるリンク“Support”（サポート）をクリックすると“contact us”（お問い合わせ）のページにつながります。

WIPO 電子メールをスパムとして誤って検知する状況を避けるために、この目的で WIPO が使用しているメールアドレスである no.reply@wipo.int を許可するよう電子メールシステムを設定しておくべきです。

E-Payment サービスを利用した手数料支払に関する更なる情報は、ユーザーガイドに記載されています。同ガイドには手続中の関連画面（スクリーンショット）が含まれています。

[http://www.wipo.int/pct/en/service\\_center/pdf/pct\\_e-payment\\_user\\_guide\\_en.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/service_center/pdf/pct_e-payment_user_guide_en.pdf)

#### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2011年7-8月号 | No. 7-8/2011

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## PCT 実施細則の修正

2011年7月1日から発行するPCT実施細則について修正が行われました。2011年7月1日発効のPCT規則（規則48.2及び70.16）の改正（*PCT Newsletter* 2011年6月号表紙参照）の結果により、第602号及び第607号の修正が行われ、又、附属書Cの段落2(i)の2)、3の2、3の3、4の2の修正が行われました。

すべての修正は、該当する国際出願の国際出願日に関係なくPCT規則70.4に従って2011年7月1日以降に完成した国際予備審査報告に適用するPCT規則70.16に関するものを除き、2011年7月1日以降に出願された国際出願に対して適用されます。

これらの修正を含む、2011年7月1日発効の実施細則の全条文が、PCT関連情報のウェブサイトにおいて、英語及び仏語でPDF版、HTML版ご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf>

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/ai\\_index.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ai/ai_index.html)

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai.pdf>

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ai/ai\\_index.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ai/ai_index.html)

## PCT 受理官庁ガイドラインの修正

2011年8月1日に発効したPCT受理官庁ガイドラインは多くの変更がされています。これらの変更は、2010年7月1日に発効したPCT規則の改正の結果生じたものであり、又、どのように受理官庁が国際出願の手続で生じた誤りの訂正を取り扱うか明確化しています。ガイドライン（RO/GL/RO/9）の全文はPDFフォーマットで英語及び仏語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html>

## 産業経済監督所（コロンビア）の受理官庁としての業務開始

産業経済監督所（コロンビア）は、2011年8月2日から受理官庁として業務を開始した旨、国際事務局に通知しました。

## PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）

### PCT-PPHに関するビデオプレゼンテーション

Carl Oppedahl氏（Oppedahl特許法律事務所）による世界中で特許出願する者がPCT-PPHについて知っておく必要がある理由について説明を行ったビデオ（プレゼンテーション）がPCTウェブサイトに掲載され、同ページの右上端の[You Tube]リンクをクリックすることによりご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

## 北欧特許機構（NPI）及び米国特許商標庁（USPTO）

NPI と USPTO の 2 庁間において、新しい PCT-PPH 試行プログラムが 2011 年 7 月 1 日付けで開始されました。このプログラムは、国際調査機関又は国際予備審査機関としての北欧特許機構によって作成された PCT 成果物からの利益を受けることを USPTO が許可するものです。国際調査機関又は国際予備審査機関として北欧特許機構を選択し、国際調査機関又は国際予備審査機関による肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を受理した出願人は、米国内段階で対応する請求の範囲又は USPTO に出願した国内出願についての対応する請求の範囲の早期審査を請求することができます。

NPI と USPTO の間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでそれぞれご覧いただけます。

[http://www.uspto.gov/patents/init\\_events/pph/pct\\_pph\\_npi.jsp](http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pct_pph_npi.jsp)

<http://www.npi.int/PCT/PPH/>

<http://www.uspto.gov/news/pr/2011/11-40.jsp>

## 韓国知的所有権庁（KIPO）及び米国特許商標庁（USPTO）間における試行プログラムの拡張

KIPO と USPTO 間の PCT-PPH 試行プログラムは 2010 年 6 月 1 日から開始していますが、国際調査機関又は国際予備審査機関としての KIPO による肯定的な見解、又は KIPO による肯定的な特許性に関する国際予備報告に基づいた USPTO への早期審査の請求のみ認められていました。当該試行プログラムでは KIPO に出願された対応出願について、USPTO による PCT 成果物に基づく早期審査の請求が認められていませんでした。現在、PCT-PPH 試行プログラムは対象を拡大し、国際調査機関又は国際予備審査機関としての USPTO による肯定的な見解、又は USPTO による肯定的な特許性に関する国際予備報告に基づいた KIPO に出願された対応出願の早期審査の請求を認められ、その結果、両国において出願人は一方の官庁による PCT 成果物からの利益を享受することができます。

KIPO 及び USPTO 間の PCT-PPH 合意に関する更なる情報は以下のアドレスからそれぞれご覧いただけます。

[http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=100016&catmenu=eK02\\_02\\_03](http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=100016&catmenu=eK02_02_03)

<http://www.uspto.gov/news/pr/2011/11-38.jsp>

## PCT 最新情報

ユーロでの支払手数料（多くの官庁）

CA：カナダ（手数料）

CO：コロンビア（手数料、要求する写しの部数、PCT-EASY 物理媒体）

DE：ドイツ（手数料）

DK：デンマーク（手数料）

FI：フィンランド（郵便のあて名）

GB：イギリス（要求する写しの部数）

HR：クロアチア（電話番号及び電子メールアドレス、仮保護、PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料）

IB：国際事務局（手数料）

2011 年 9 月 1 日から、受理官庁としての国際事務局に支払う次の手数料の EUR の換算額が変更になります。

送付手数料	EUR	82
-------	-----	----

優先権書類の手数料	EUR	41
航空郵便のための追加額	EUR	8

なお、規則 17.1(b)に従って国際出願の目的のために優先権書類を作成する場合、又は WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス経由で優先権書類を利用できるよう当該官庁に請求している場合、優先権書類の手数料は無料です。

IL : イスラエル (手数料)  
 IS : アイスランド (手数料)  
 LT : リトアニア (インターネットアドレス)  
 NO : ノルウェー (手数料)  
 QA : カタール (一般情報)  
 SE : スウェーデン (手数料)  
 SG : シンガポール (手数料)

調査手数料 (オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、連邦知的財産特許商標行政局 (ROSPATENT)、韓国知的所有権庁、フィンランド国立特許・登録委員会、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁)

補充調査手数料 (オーストリア特許庁、欧州特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁)

取扱手数料 (オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、国立工業所有権機関 (ブラジル)、北欧特許機構、スペイン特許商標庁、スウェーデン特許登録庁)

### 特許協力条約及び規則 (ロシア語紙版)

2011 年 7 月 1 日施行のロシア語版の特許協力条約及び規則の条文集 (紙版) が英語、仏語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語版に加えて出版されました。

お値段は通常郵便の場合 24 スイスフラン、速達郵便の場合 28 スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “the Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ : (41-22) 740 18 12  
 電子メール : [publications.mail@wipo.int](mailto:publications.mail@wipo.int)  
 電子ブックショップ : <http://www.wipo.int/ebookshop>  
 あて名 : 34, chemin des Colombettes  
 P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,  
 Switzerland

インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))

### PCT 規則の日本語及びロシア語版

2011 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の日本語及びロシア語版が英語、仏語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、スペイン語に加えて利用可能になりました。

[http://www.wipo.int/pct/ja/texts/pdf/pct\\_reqs.pdf](http://www.wipo.int/pct/ja/texts/pdf/pct_reqs.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/pct\\_reqs.pdf](http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/pct_reqs.pdf)

## PCT-特許審査ハイウェイ試行プログラム

PCT ウェブサイト内の PCT-特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムに関するページが最近の PCT-PPH の活動に関する情報で更新されました。また PCT-PPH に関するビデオプレゼンテーション及び PPH MOTTAINAI サイト (特定国における PPH 申請要件の緩和について詳述) へのリンクが追加されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

## WIPO 国際事務局以外の者からの手数料請求書についての警告ページ

WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない、PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係のない、手数料請求書の例を掲載している「警告」のウェブページが、中国語、英語、ドイツ語、スペイン語に加えて仏語、日本語、ロシア語でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/fr/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/fr/warning/pct_warning.html)

[http://www.wipo.int/pct/ja/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/ja/warning/pct_warning.html)

[http://www.wipo.int/pct/ru/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/ru/warning/pct_warning.html)

当該「警告」のウェブページは、WIPO はこのような手数料請求書について出願人及び発明者に通知する際に利用できる標準テキスト (中国語、英語、仏語、日本語、韓国語、ロシア語、スペイン語) 並びに WIPO から全 PCT 締約国及び広域機関に対して送付された回章書簡とともに、2 つの新たな請求書の例を含む更新が行われました—これらのテキストについてはこの問題を扱った下記「実務アドバイス」を参照。

## PCT 出願人の手引きの更新

国際段階の概要及び索引が更新され、2011 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の改正内容が反映されました。英語及び仏語でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>

<http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/index.jsp>

## PCT 様式

### 例が記入されている国際予備審査請求書

2011 年 7 月版の国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) に例が記入されたものが、英語、仏語、ドイツ語及びスペイン語について PDF フォーマットでそれぞれご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/forms/demand/filled\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/forms/demand/filled_demand.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/forms/demand/filled\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/forms/demand/filled_demand.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/de/forms/demand/filled\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/forms/demand/filled_demand.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/es/forms/demand/filled\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/forms/demand/filled_demand.pdf)

### 様式 PCT/ISA/207

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの段落 9.34 及び 9.35 に従って、国際調査機関が出願人に対し、明細書、請求の範囲又は図面について非公式に明確化を求めるための新様式 PCT/ISA/207 (非公式な明確化：注/通知) が提供されました。この様式は英語、仏語版でご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/isa/isa207.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/fr/forms/isa/isa207.pdf>

## PCT 手数料

世界銀行リストの改訂に伴い、欧州特許庁における所定の PCT 手数料の 75%減額の適用及びスペイン特許商標庁における調査手数料の 75%減額の適用に関するそれぞれの一覧が更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

## PCT ユーザの戦略

PCT ユーザ戦略に充てられている PCT ページに 2 つの新たなプレゼンテーション「PCT の戦略的利用」が加えられました。これらのプレゼンテーションはともに、WIPO PCT 法務部コンサルタントでありプロクターアンドギャンプル社の前シニア特許アドバイザーである David Reed 氏によって作成されたもので、PCT 出願人のための豊富な実務上の出願経験及び現在の貴重な商業的に成功した出願戦略をまとめたものです。これらは次のサイトでご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/pct\\_strategies/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/pct_strategies/index.html)

## どのように海外に特許を出願すべきか？

「Managing Intellectual Property」紙の 2011 年 6 月号に初掲載された「How should I file patents abroad? (どのように海外に特許を出願すべきか?)」というタイトルの記事が PCT ウェブサイトで再掲載されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

## PCT ウェビナー

PCT ウェビナーのページについて、2011 年 6 月及び 7 月の講演の録音で更新しました。この録音は、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語による PCT の最新情報、進展、サービスに関する情報を含んでおり、以下のアドレスからそれぞれご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/webinars/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

(同ページには韓国語の録音も含まれています)

<http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/ru/seminar/webinars/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html>

## PCT 官庁フィードバック調査 2010 (結果報告)

2010 年に国際事務局から 147 の PCT の受理官庁・国際調査機関・国際予備審査機関・指定／選択官庁としての官庁に対して PCT 官庁フィードバック調査が行われ、官庁に提供されるサービスに関する調査への参加を依頼しました。調査の結果は次のサイトで公表されています。

[http://www.wipo.int/pct/en/activity/pct\\_office\\_survey\\_2010.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/activity/pct_office_survey_2010.pdf)

## PCT in the News

WIPO マガジンに掲載された“Switching on to IP”及び“Expanding the IP Information Highway” (WIPO マガジン No.2 (2011 年 4 月)) 並びに“Wireless Technologies: Making a Difference” (WIPO マガジン No.3 (2011 年 6 月)) というタイトルの記事及びその他の WIPO マガジンからの抜粋をご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

WIPO マガジン No.2 及び No.3 の全記事を以下のウェブサイトをご覧ください。

[http://www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/2011/](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2011/)

### **WIPO サービスの指針**

新しい冊子である「WIPO サービスの指針」では、WIPO が提供している次のグローバルサービス：PCT 制度、標章の国際登録に関するマドリッド制度、意匠の国際登録に関するヘーグ制度、知的財産の裁判外紛争解決のサポートを提供する WIPO 仲裁調停センター、についてそれぞれの概要が説明されており、英語・仏語・スペイン語それぞれについて PDF 版をご覧ください。

[http://www.wipo.int/freepublications/en/general/1020/wipo\\_pub\\_1020.pdf](http://www.wipo.int/freepublications/en/general/1020/wipo_pub_1020.pdf)

[http://www.wipo.int/freepublications/fr/general/1020/wipo\\_pub\\_1020.pdf](http://www.wipo.int/freepublications/fr/general/1020/wipo_pub_1020.pdf)

[http://www.wipo.int/freepublications/es/general/1020/wipo\\_pub\\_1020.pdf](http://www.wipo.int/freepublications/es/general/1020/wipo_pub_1020.pdf)

### **PATENTSCOPE 検索サービス**

#### **新カスタマイズサーチインターフェース**

PATENTSCOPE サーチインターフェースの新バージョンがリリースされ、ユーザーのニーズにあわせてユーザー自身がカスタマイズできるようになりました。アカウントを作成することにより、ユーザーは以下の内容を行うことができます。

- 検索画面のデフォルト、検索結果リストの長さといった好みの設定の保存
- 検索式の保存
- 100 件までの結果リストのダウンロード

PATENTSCOPE のアカウントの作成は無料で以下のサイトにある登録様式に記入することで可能です。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/reg/registration.jsf>

また、「ヘルプ」のリンクが拡張され、データ範囲、INID コード、公報種別の詳細情報が含まれるようになりました。

#### **携帯電話用 PATENTSCOPE**

世界的な携帯電話契約者数の増加を考慮して、WIPO は特許情報の普及のため携帯電話利用者への働きかけを切望しています。そこで、スマートフォンユーザーが PATENTSCOPE 内の 800 万件の特許文献を迅速かつ簡易にサーチ・閲覧することを可能とする新 PATENTSCOPE インターフェースである“PATENTSCOPE Mobile”を開発しました。

PATENTSCOPE Mobile は以下のサイト

<http://www.wipo.int/patentscope/search/mobile/index.jsf>

又は、PATENTSCOPE の「国内特許及び PCT コレクションの検索」ページの上端にある“Mobile”をクリックすることをご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

## **PCT 統計**

### **PCT 年次報告 2010（仏語版）**

「国際特許制度 – PCT 年次報告書：2010 年の進展と成果」の仏語版をご覧ください。

[http://www.wipo.int/ipstats/fr/statistics/pct/pdf/901f\\_2010.pdf](http://www.wipo.int/ipstats/fr/statistics/pct/pdf/901f_2010.pdf)

この紙版も間もなくご利用いただけます（無料）。WIPO の “the Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ： (41-22) 740 18 12  
電子メール： [publications.mail@wipo.int](mailto:publications.mail@wipo.int)  
電子ブックショップ： <http://www.wipo.int/ebookshop>  
あて名： 34, chemin des Colombettes  
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,  
Switzerland

### **手数料の支払い請求に関する注意喚起**

上記「WIPO 国際事務局以外の者からの手数料請求書についての警告ページ」、及び、下記「実務アドバイス」参照

### **実務アドバイス**

#### **詐欺的な手数料支払請求に対して、国際事務局によって取られる手段、及び、出願人又は代理人が講じる措置**

**Q:** 多数の PCT 出願を行っている企業の代理人ですが、事務所及び発明者が、自身の公開された PCT 出願の一部に関して、公式のものに類似した名称及びロゴを伴った企業から、該当出願の公開又は登録のための多くの支払通知を受領しています。これらの請求書は WIPO とは何ら関係がないものであり、支払う必要のないものであることは理解しています。特定の悪徳業者によるこのような「慣行」はやや心配であり、WIPO はこれに対し何か行動をとられているのでしょうか。また、このような詐欺的慣行対策で出願人が WIPO に協力できることはありますか。

**A:** 多数の PCT ニュースレター読者がおそらくご存知のとおり、多年にわたり、様々な国において悪徳業者・個人が PCT ユーザー（WIPO によって提供されている他の知的財産サービスのユーザーも同様）に対し PCT の出願手続とは何ら関係のない、WIPO によりすでに提供されているサービスを超える価値のない手数料の支払を誘導しようとしています。これらの業者は、公的な機関から出された請求書であるかのように見せかけるために、これらの通知を意図的にデザインしています。通知には一般に利用可能な国際出願の書誌的事項を含んでおり、通常国際出願の公開後すぐに出願人及び発明者に送付されています。多くの場合、その通知（及び関連ウェブサイト）は、WIPO の名称及びロゴに紛らわしく類似しています。優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです（PCT 第 21 条(2)(a)参照）；国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。WIPO は出願人及び発明者に対して手数料を支払わないよう注意喚起しており、もし受け取った請求書が疑わしい場合には、国際事務局又は弁理士にご連絡下さい。

### *PCT ニュースレター及びPCT ウェブサイトでの公表*

WIPO は、2002 年にこのような詐欺的慣行を気づいた後すぐに、PCT ユーザーに対して PCT ニュースレターの記事を通して警告を行いました（*PCT Newsletter* 2002 年 9 月号）。それ以降、PCT ユーザーの中で出回ったこれらの紛らわしい請求書への注意を喚起すべく、弁理士や代理人に対してクライアントにこのような請求書を受理する可能性がある旨を伝えることをお願いしています。又、新たな手数料支払請求書に気づいた場合はいつでも、その例を PCT ウェブサイト上で公表しており、現在 45 の請求書の例が掲載されています。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.htm](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm)

このような理由で、WIPO では出願人の皆様に新たな請求書に関する情報提供のご協力をお願いしております。これによって、他の PCT 関係者に注意喚起をすることができます。

### *弁理士向けの警告用テキスト*

WIPO ではまた、企業又は法律事務所のヘッダー或いはロゴに付せて、クライアント及び／又は発明者に転送することにより、このような紛らわしい請求書を受け取るか或いはクライアント・法律事務所のウェブサイトやイントラネットのサイトに投函される可能性があることを警告するためのテキストを作成し、弁理士及び知的財産関連団体に送付しました。この警告用テキストは上記のウェブページの右欄の関連リンクをクリックすることによりご覧いただけます。

### *特許庁に対する対抗措置の要請*

WIPO は同時に世界の特許庁の長官に対し、このような詐欺的請求書を送付している者に対抗措置を講ずるよう働きかけを行っています。特許庁の長官に送付された書簡本文を PCT ウェブサイトに掲載しています。

<http://www.wipo.int/pct/en/warning/1309.pdf>

この書簡において、ユーザーがこのような詐欺的スキームに関するより多くの情報を得ることができる WIPO ウェブサイトへのリンクを国内官庁のウェブサイトには設けることにより PCT ユーザー間での注意向上を促し、関係各国内で啓蒙運動に従事し、該当すれば、詐欺的請求書を送付した者にどのような対抗措置をとることができるか分析するよう要請しています。また、WIPO が取り得る追加的な行動についての提案を依頼しています。

多くの特許庁が、国民及び居住者に対しプレスリリースや警告を公表し、紛らわしい請求書の例をウェブサイト上に掲載したり、セミナーで出席者に警告を行うことにより、このような紛らわしい請求書への対抗措置を取っている旨、国際事務局に通知しています。いくつかの国ではこれら請求書の作成者に対する法的手続を開始しています。オーストラリア、オーストリア、フランス、ドイツ、イスラエル、日本、スイス、イギリス、EPO の各特許庁によって公表されている通知へのリンクは、以下のサイトに掲載されています。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.htm](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm)

このページは他の官庁からの情報を受け取り次第更新いたします。

### *法的措置*

WIPO 及び関係者の努力にもかかわらず、これらの詐欺的請求書は急増し、その方法もより巧みになってきており、無防備な発明者や中小企業から多くのお金を騙し取っています。WIPO は活動をより強化し、これらの詐欺行為が存続している政府機関に連絡をとり、これ

らの業者へ対抗した法的措置や、これら業者がしようしているロゴや名称を WIPO のものと類似していないものへの変更の促進においていくつかの成功を収めています。

WIPO はまた、政府が対抗措置を試みている国に対し支援を行っています。例えば、フロリダ州司法長官は、Federated Institute for Patent and Trademark Registry (FIPTTR) 社及び個人 (1 名) に対し、PCT ユーザーに対して送付した通知が同州の欺瞞的・不公正取引慣行法に違反している旨の民事訴訟を提起しました。フロリダ州司法長官局の要請により、WIPO は訴訟準備に協力し、訴訟において専門家の証言を提供しました。訴訟の結果、被告に対し重大な判決が下されました。この業者は、PCT ユーザーを含む特許及び商標の出願人に対し、紛らわしい請求書を送付したことにより、同州の・不公正取引慣行法に違反したとみなされました。この業者は、“Register”と呼ばれるものに PCT 出願をリストアップするという、実際は何の価値もないサービスの提供に対する料金請求を行っていました。また、他の例として、チェコ共和国の工業所有権庁は同国内で活動を行っているこのような業者を刑事告訴しました。他の政府においても詐欺的慣行に従事する者に対する適切な法的措置を講じられることを期待しています。WIPO はこれらの慣行を抑制するべく努力している国々の法執行機関との協力を継続していきます。

#### *出願人又は代理人に可能な活動*

手数料支払の請求書を受け取り、その正当性が疑わしい場合には、上述の PCT ウェブサイト上の請求書の例のリストに同じものがないかチェックすべきです。同様の例が存在しない場合で、請求書が疑わしい場合には、国際事務局までご連絡下さい。

電話番号： +41 22 338 83 38  
 ファクシミリ番号： +41 22 338 83 39  
 電子メール：[pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

当該通知が詐欺的なものである場合には、支払を行わないよう類似の通知を受け取る可能性があるすべての関係者及び発明者に対し警告すべきです。PCT ウェブサイトのリストに掲載されていない通知を受け取った場合、このリストへの追加掲載のため、WIPO (以下の電子メールアドレス宛) に当該通知のコピーの送付をお願い致します。

[pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

また、管轄の政府機関及び／又は消費者保護団体に対し苦情を申し立てることも可能です。当該機関におけるこの問題に対する認識が高まり、このような請求書を送付する者に対する対抗措置が促進される可能性があります。

#### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2011年9月号 | No. 9/2011

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## ルワンダのARIPO加入

ルワンダ（2011年8月31日からPCTに拘束）は、2011年6月24日に、アフリカ広域知的所有権機関（ARIPO）のフレームワークにおける特許及び意匠に関するハラレプロトコルへの加入書を寄託しました。よって、ルワンダは2011年6月24日付けでARIPO締約国になり、ハラレプロトコルは2011年9月24日付けで発効します。これによりARIPO締約国数は18となり、ハラレプロトコル加入国数は17ヶ国となります。

したがって、2011年6月24日以降に出願されたいかなる国際出願において、国内特許と同様、ARIPO特許に伴うルワンダの指定が含まれることとなります（2011年9月24日より前（かつ2011年8月30日以降）に提出されたいかなる国際出願も、国内特許にはルワンダの指定が含まれますが、ARIPO特許には当該国の指定は含まれません）。

さらに、2011年9月24日付けで、ルワンダ国の国民及び居住者は、ルワンダ開発委員会又はWIPO国際事務局に加え、ARIPOを受理官庁として、国際出願することが可能になります。

ルワンダの加入に関するARIPOの公告は、以下のウェブサイトの“News”をクリックすることによりご覧いただけます。

<http://www.aripo.org/>

## PCT最新情報

ユーロでの支払手数料（多くの官庁）

ドルでの支払手数料（多くの官庁）

AU：オーストラリア（手数料）

CO：コロンビア（手数料）

EP：欧州特許庁（手数料）

GB：イギリス（手数料、電子形式の国際出願に関する要件及び実務の変更）

IB：国際事務局（手数料）

2011年11月1日から、受理官庁としての国際事務局に支払う次の手数料のEURおよびUSDの換算額が変更になります。

送付手数料	EUR	88
	USD	132
優先権書類の手数料	EUR	44
	USD	66
航空郵便のための追加額	EUR	9
	USD	13

PH：フィリピン（所在地及び郵便のあて名、電話番号及びFAX番号）

PT：ポルトガル（手数料）

RO：ルーマニア（手数料）

TR : トルコ (手数料)

US : 米国 (手数料)

**補充調査手数料 (オーストリア特許庁、欧州特許庁、フィンランド国立特許・登録委員会、北欧特許機構、スウェーデン特許登録庁)**

**国際調査及び国際予備審査に関する手数料 (連邦知的財産特許商標行政局 (ROSPATENT))**

**取扱手数料 (オーストリア特許庁、オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的財産特許商標行政局 (ROSPATENT)、フィンランド国立特許・登録委員会、スペイン特許商標庁、米国特許商標庁)**

**インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報 ([www.wipo.int/pct/en](http://www.wipo.int/pct/en))**

### **編集可能な様式の改善**

これまで、編集可能な PCT 様式を保存するために、Adobe® Acrobat® を購入する必要がありました。Adobe® Reader® version 10 を利用することにこれらの様式を保存することが可能になりました。同ソフトは Adobe ウェブサイトから無料でダウンロードできます。

出願人が利用するすべての PCT 様式がこの方法ですでに保存可能です。編集可能な受理官庁の様式についても現在作業中で、まもなく利用できるようになります。

### **PCT 出願人の手引き (ロシア語版)**

PCT 出願人の手引きの国際段階及び国内段階の概要についてロシア語の翻訳が完成に近づいています。このテキストが、完全に検索可能な PDF 形式で、まもなくご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ru/appguide/index.jsp>

### **PCT 規則のアラビア語**

2011 年 7 月 1 日発効の PCT 規則全文のアラビア語版が英語、仏語、ドイツ語、イタリア語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語に加えて利用可能になりました。

[http://www.wipo.int/pct/ar/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/ar/texts/pdf/pct_regs.pdf)

### **PCT 及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバーの一覧**

PCT 及びパリ条約の締約国及び世界貿易機関のメンバーの一覧が 2011 年 8 月 30 日付けで更新されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_paris\\_wto.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf)

### **所定の PCT 手数料の 90%減額の適用**

2011 年 8 月 16 日付けで、所定の PCT 手数料の 90%減額の適用に関する一覧が更新されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee\\_reduction.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction.pdf)

### **WIPO 国際事務局以外の者からの手数料支払請求書についての警告ページ**

下記「手数料支払請求書についての警告」参照

**国際事務局の閉庁日**

PCT 規則 80.5 に基づく期間計算を行うときに考慮される、2012 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの国際事務局の閉庁日は次のとおりです。

全ての土日

2012 年 1 月 2 日

2012 年 4 月 6 日及び 9 日

2012 年 5 月 17 日及び 28 日

2012 年 9 月 6 日

2012 年 10 月 25 日

2012 年 12 月 25 日、26 日及び 31 日

これは国際事務局の閉庁日のみを示しており、国内官庁又は広域官庁の閉庁日を示すものではありません。その他の官庁の 2012 年における閉庁日は年末前に PCT ウェブサイトで公表する予定です。

**PATENTSCOPE 検索サービス****特許文献の機械翻訳向上支援**

WIPO は、特許文献の機械翻訳システムの質の向上に貢献しうる新しい言語データ製品をリリースしました。PATENTSCOPE Corpus of Parallel Patent Applications (Coppa) は、800 万以上の英語・仏語の対となる部分からなり 1.7 億語をカバーしている二言語「コーパス」を提供するために、PATENTSCOPE データベースのデータを活用しています。他の言語の組み合わせについては、WIPO が関連する原始データについて必要な再配布の権利を有する十分な量のデータを利用できるようになれば、将来的に追加する予定です。

ユーザーフレンドリーな形式で、この膨大なコーパスは特許文章の機械翻訳システムの精度向上に著しく貢献するでしょう。同様に、精度の高い機械翻訳システムによって発明者及び特許庁の言語障壁が下げられるでしょう。最終的に、精度の高い機械翻訳システムによって、国際特許制度の効率性、及び、特許に含まれている世界的な技術情報の宝庫へのアクセス性が改善されるでしょう。

対となる部分は、PCT 国際特許出願の 20 年分（1990 年から 2010 年）の要約及び発明の名称を文に分解し、これらの文を特許翻訳専門家による翻訳版に位置づけることによって作成されています。この成果物は、言語調査、特に専門用語の抽出、翻訳メモリの構築、機械翻訳調査に非常に有用です。

WIPO は、学術及び民間研究機関に対して研究目的のみの使用に限り、無料でコーパスを提供しています。これに対し、WIPO は公表された結果の共有を約することを研究機関に求めています。非学術研究目的にこの製品を利用したいと考えている他の方には、2000CHF で提供しており、さらに「再配布禁止」の条件をつけています。コーパス注文に関する技術的詳細及び情報は以下のリンクからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/patentscope/en/data/products.html#coppa>

**手数料の支払い請求に関する注意喚起****新たな請求書**

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、"CPTD – Central Patent & Trademark Database" 名の新たな請求書が確認されました。

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38  
 ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39  
 電子メール : pct.infoline@wipo.int

### 韓国語、ポルトガル語情報の追加

(手数料請求書の例に加えて) このような手数料請求書について出願人及び発明者に通知する際に利用するために WIPO から弁理士に提供された標準テキストを掲載している上記ウェブページが、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、ロシア語、スペイン語に加えてポルトガル語でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/pt/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/pt/warning/pct_warning.html)

WIPO から弁理士に提供された上記標準テキストが韓国語でもご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/ko/warning/misleading\\_notifications.doc](http://www.wipo.int/pct/ko/warning/misleading_notifications.doc)

### 実務アドバイス

#### 優先日から 12 ヶ月から 14 ヶ月の間に国際出願を行った場合に生じる結果

**Q:** 先の国内出願の基づく優先権主張を伴う国際出願を提出しようとしています。優先期間が自社の作業上の理由によりあと 2 日で期限を迎える予定であり、期限前までに国際出願を準備することが非常に困難な状況です。しかしながら、いずれにせよ、国際出願が優先期間の満了の日から 2 ヶ月以内に提出されていれば、優先権主張は維持されると理解しています。本件はこのケースに該当するでしょうか。

**A:** 先の出願に基づく有効な優先権主張のために、国際出願は常に優先権の基礎となる先の出願の出願日から 12 ヶ月の優先期間内に提出されなければなりません (PCT 規則 2.4 参照)。さもなければ、優先権は失われます。もしかすると次の事実、すなわち、国際出願が 12 ヶ月の優先期間の満了の日から 2 ヶ月以内に提出された場合、国際段階の目的では優先権主張は無効とはみなされず、国際段階のすべての期限は、優先権の回復の手続が取られていない

場合でさえ、最先の優先日から計算される（PCT 規則 26 の 2.2(c)(iii)参照）、ことと混同されているのかもしれませんが。

国際出願が優先日から 12 ヶ月の満了前までに提出できず、その期間満了の日から 2 ヶ月以内に提出する場合、優先権の回復の請求することができます。優先権の回復の請求は、かなり複雑な手続であり、いくつもの要件を満たさなければなりません。これらの要件の詳細については過去の「実務アドバイス」で紹介されています（本「実務アドバイス」の最後にある参考情報を参照）。しかし、最終的に国内段階において優先権の回復を希望する場合に認識しておくべき点について、以下簡潔に概説します。

優先権の回復の請求は、優先期間の満了の日から 2 ヶ月以内に受理官庁に対して提出しなければならず、場合によっては、手数料を支払わなければなりません。さらに、優先期間内に国際出願が提出されなかった理由を説明した陳述を補充しなければならず、場合によっては、その理由の陳述を裏付ける申立てその他の証拠も提出すべきです（PCT 規則 26 の 2.3(f)）。

受理官庁に対する優先権の回復の請求に関する限り、受理官庁により適用される基準によりませんが、回復のための次の基準のうちの一つを満たさなければなりません：国際出願が提出されなかったことが、状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず生じた場合、あるいは、故意でない場合。

受理官庁が優先権を回復した場合であっても、その有効性は国内段階で保証されません、特に、指定官庁が PCT 規則 49 の 3.1 と国内法との不一致を国際事務局に通知している場合は国内段階で認められず、また、指定官庁が受理官庁の適用した基準より厳しい回復の条件を課しているか否かにもよります。優先期間内に国際出願が提出されなかったことが「相当な注意」を払ったにもかかわらず生じたものであると認定した場合には、二つの基準のうちより厳しい基準であるため、原則それぞれの指定官庁で有効です（PCT 規則 49 の 3.1）。しかしながら、受理官庁が、優先期間内に国際出願が提出されなかったことが「故意ではない」との認定により PCT 規則 26 の 2.3 に基づいて優先権を回復した場合、国内法令が当該基準に基づいているか、又は、（出願人からみて）当該基準より有利な基準に基づく優先権の回復を規定する指定国においてのみ効力を有します（PCT 規則 49 の 3.1(b)）。多くの官庁では、より緩やかな「故意ではない」基準を適用している点、ご注意ください。国内段階に移行しようとしている国の官庁が、優先権に回復に関する受理官庁の決定を承認するかどうか、さらに、受理官庁に対して、又は、国内段階移行時に指定官庁に対して、いずれに回復の請求をするのがより容易か、考慮する必要があります。

受理官庁及び／又は指定官庁としての多くの特許庁が国際事務局に対し、PCT 規則 26 の 2.3、PCT 規則 49 の 3.1、及び／又は、PCT 規則 49 の 3.2(h)が、国内法令に適合しないことを通報しており、以下のような結果をもたらしています。

- －いくつかの受理官庁が優先権の回復の請求を考慮しない
- －いくつかの指定官庁が優先権の回復の請求を考慮せず、また状況によって、いくつかの指定官庁が、受理官庁によって回復された優先権を許可しない可能性がある

上記優先権の回復に関する留保を国際事務局に通報している官庁は、「Restoration of the right of priority by receiving Offices (RO) and designated Offices (DO) under PCT Rules 26bis.3 and 49ter.2」（PCT 関連資料「優先権の回復」参照）と題された表から確認することができます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

受理官庁に関する限り、受理官庁としての国際事務局は、優先権の回復の請求を許可しており、いかなる PCT 締約国の国民又は居住者によって提出される国際出願を管轄しています。

注意しなければならないことは、出願人が 12 ヶ月の優先期間の満了まで故意に国際出願の提出を待った場合、おそらく「相当の注意」、「故意ではない」のいずれの基準での考慮にも適さなくなることです。

出願人は、常に 12 ヶ月の優先期間の満了前に国際出願を提出することを強く求められており、国際出願が 12 ヶ月の優先期間の満了の日から 2 ヶ月以内に提出された場合、国際段階では優先権主張は無効とはみなされないという事実には頼るべきではありません。優先権の回復が可能であったとしても、相対的に複雑な優先権の回復の請求の手続を行うよりも、12 ヶ月の優先期間内に国際出願を提出するほうが望ましいです。12 ヶ月の優先期間の終了前に出願することにより、国際出願が PCT 第 11 条に掲げる最小限の要件を満たしている限り、出願後のいかなる欠陥も国際出願日のその後の変更なく対処することが可能です。

以前に発行されたニュースレターの「実務アドバイス」では、優先権の回復の請求をどのように、いつ提出するかについて (*PCT Newsletter* 2007 年 4 月号)、受理官庁が優先権の回復に関する規定を適用していない場合における優先権の回復の請求について (*PCT Newsletter* 2009 年 9 月号)、「受理官庁に適用される優先権の回復のための基準による受理官庁の選択について (*PCT Newsletter* 2009 年 10 月号、11 月号) の情報が提供されています。優先権の回復の請求に関するさらなる情報は、「PCT 出願人の手引き」の「国際段階の概要」の段落 5.062 から 5.069、「FAQs」の「Amendments to the PCT Regulations (April 1, 2007)」の優先権の回復の請求に関する箇所をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/faqs/april07\\_faq.html#2007\\_restoration](http://www.wipo.int/pct/en/faqs/april07_faq.html#2007_restoration)

#### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2011年10月号 | No. 10/2011

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## PCT同盟総会

WIPO 加盟国総会の一部として、第 42 会期 PCT 同盟総会が 2010 年 9 月 26 日から 10 月 5 日の期間、ジュネーブにおいて開催されました。

同盟総会は PCT 規則の修正を採択し、同セッションの報告書（文書 PCT/A/41/4）の附属書に記載されました。これらの修正は 2012 年 7 月 1 日に発効する予定です。PCT 同盟総会の作業文書（現在、報告書案が含まれていますが、最終報告書は公表され次第含まれます）は WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/a/42](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/a/42)

今次規則改正には以下のものが含まれています。

- PCT 規則 17.1（優先権書類の謄本の提供）：電子図書館（実際には、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS））からの優先権書類の提供に関する現行の期限が緩和されます。現在、出願人は、優先権書類をダウンロードすることの請求及び優先日から 16 ヶ月までに利用できることの確保の両方に必要な全てのステップを行わなければなりません。16 ヶ月より前に DAS を通じて優先権書類が利用できるようにするために必要な全てのステップにしばしば気づかないあるいは実行できないことがあり、紙による優先権書類は国際公開の日の前まではまだ受理されるのにもかかわらず、DAS の場合 16 ヶ月以後に当該書類の取得を許可するための修正は遅いとみなされます（PCT Newsletter 2010 年 12 月号参照）。改正提案では、出願人は、国際公開の日の前までに、国際事務局に対し電子図書館から当該書類の取得を請求し、かつ、国際事務局が電子図書館から優先権書類にアクセス可能であることを確保するために必要な全てのステップを行ってれば、期限を満たしていることとなります。この改正ではまた、電子図書館からの優先権書類の取得を受理官庁に対して請求することについて、その理論的可能性を削除します。現在このサービスを提供している受理官庁が存在しないにもかかわらず様式 PCT/RO/101 で選択できるため出願人に混乱を生じさせています。
- PCT 規則 20.7（PCT 第 11 条に基づく欠陥の補充に関する期限）：本規則改正はこの規則を適用すべきケースを明確にするものです。
- PCT 規則 34（最小限資料）：国際調査の実施に利用される PCT 最小限資料に中華人民共和国の特許文献が追加されます。さらに、英語要約及び機械翻訳を含む関連文献を国際機関が利用できるように、中国語と同様に文献の英語版が中華人民共和国国家知識産権局のウェブサイトを通じて公衆が検索可能になります。  
[http://59.151.93.237/sipo\\_EN/search/tabSearch.do?method=init](http://59.151.93.237/sipo_EN/search/tabSearch.do?method=init)
- 新規則 82 の 4（期限が遵守されなかったことによる遅滞の許容）／PCT 規則 82.2（郵便業務における異常）：現行の PCT 規則 82.2 を、規則に定められた期間が遵守されなかったことによる遅滞の許容を不可抗力の場合に関連官庁が認めるといふ、新規かつより広範なルールに置き換えるものです。この新規則は優先権期間や国内段階移行の期間に

は適用されません。これらの期間は PCT 規則には定められておらず、パリ条約や PCT 条約にそれぞれ定められているものです。

更に、PCT 同盟総会は、PCT サービスの利害関係者への提供を改善する方法を見出すべく PCT 作業部会及び PCT 国際機関会合で取り組まれた作業に関する報告（文書 PCT/A/42/1 及び 3）を留意しました。これらの事項は、*PCT Newsletter* 2011 年 4 月号及び 6 月号でそれぞれ報告されています。

## **国際出願の電子出願及び手続**

### **イスラエル特許庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始**

イスラエル特許庁は、2011 年 9 月 20 日に、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、2011 年 11 月 1 日より受理官庁の資格で電子形式での国際出願の受理及び手続を開始する予定である旨、WIPO に通告しました。手数料表の item4 に掲載される 2011 年 11 月 1 日発効の電子出願の手数料減額は手数料表 1(a)に含まれます。イスラエル特許庁の、電子形式での国際出願に関する要件及び実務を含む通告は、2011 年 10 月 6 日発行の *PCT Gazette* に含まれています。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

### **デモモードでPCT電子出願をRO/IBに提出したユーザーが利用可能なePCTデモ版**

2011 年 10 月 1 日から、デモモードで PCT 出願を受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に提出したユーザーで、IB からの E メールによる通知を請求したユーザーは、新しい ePCT システムのデモモードの利用開始を知らせる E メールを受理するでしょう。この ePCT システムは出願人/代理人が出願・管理する国際出願に対し国際公開前のオンラインでの安全なアクセスを提供します。したがって、そのようなユーザーは RO/IB に提出された自己のデモ出願の内容にオンラインでアクセスし、ePCT が提供してきたオンライン機能に慣れることができます。PCT ユーザーが将来利用したい追加機能の提案とともに ePCT システムの機能に関するコメントやフィードバックを歓迎します。

同時に、国際事務局では、多岐にわたる追加の新機能について現在開発中で、今後 12 ヶ月にわたり、ePCT システムに順次追加されるでしょう。これら機能には、国際出願及び優先権主張の取下げ、規則 92 の 2 に基づく変更の提出、新しい ePCT ウェブ出願インターフェースを経由した国際出願の提出といったオンライン機能が含まれます。

ePCT の製品版（本データ）は、現在、限定された試行段階ですが、更なる試行段階で試行ユーザーを拡大し、2012 年中にすべての PCT ユーザーが利用可能となる見通しを立てています。ePCT システムに関するコメント又は質問の提出を希望される場合には、WIPO ウェブサイト上の「Contact us」ページに進み、トピックスとして「Patent」、サブトピックスとして「ePCT」を選択して下さい。

ePCT システムに関するさらなる情報及び PCT ユーザーに提供される利点について、*PCT Newsletter* 2011 年 1 月号をご参照下さい。

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2011/pct\\_news\\_2011\\_01.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2011/pct_news_2011_01.pdf)

PCT-SAFE のデモ環境を利用した RO/IB へのデモ出願の提出に関する説明は以下のサイトからご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/demo\\_filing.htm](http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/demo_filing.htm)

### **年末の公報発行スケジュール及び国際事務局の閉庁日**

## 国際事務局の閉庁日

2011年11月及び12月そして2012年1月における、国際事務局（IB）の閉庁日は、週末に加えて、2011年11月7日（月）、2011年12月26日（月）、27日（火）及び30日（金）になります。国際事務局は2011年12月28日及び29日は業務を行います。新年は2012年1月2日（月）より業務を開始します。

## PCT 情報サービスの停止日

PCT 情報サービスは2011年11月7日（月）及び2011年12月26日（月）から2012年1月2日（月）まで停止します。PCT 情報サービスは2012年1月3日（火）午前9時（ジュネーブ時間）に再開します。

なお、休暇時期においてもPCT 情報サービスに電話（Tel: (+41-22) 338 83 38）をすると、録音機能が使用できるとともに、緊急時に用いられる電話番号を知ることができます。PCT 情報サービスは国際出願の出願及びそれに続くPCT の国際段階での手続についてのご質問にお答えするサービスです。特定の国際出願に関する連絡は、PCT プロセッシングサービスまでお送り下さい。

## 公開スケジュールと公開の技術的準備

年末の休暇時期において、通常の公開予定日である木曜日に公開されます。しかしながら、2011年12月22日の公開から、公開の技術的準備の完了が通常の公開日の15日前より早くなります。通常に戻るのは、2012年1月19日公開分からとなります。詳細は以下の表をご参照ください。表には影響を受ける公開日のスケジュール及びIBに変更が届けなければならない日を示してあります。

国際公開:年末の休暇時期に変更となる日	
国際公開日	WIPOに出願人の通知が届く必要がある最終日
木曜日、 2011年12月15日	火曜日、 2011年11月29日(通常通り)
木曜日、 2011年12月22日	月曜日、 2011年12月5日
木曜日、 2011年12月29日	金曜日、 2011年12月9日
木曜日、 2012年1月5日	木曜日、 2011年12月15日
木曜日、 2012年1月12日	水曜日、 2011年12月21日
木曜日、 2012年1月19日	火曜日、 2012年1月3日(通常通り)

上記期間に公開される国際出願に関して、国際公開に変更を反映させたい出願人は上記日程に留意する必要があります。例えば、国際公開を防ぐことが可能な期間内に、出願人がPCT

規則 90 の 2.1(c)、90 の 2.2(e)及び 90 の 2.3(e) に基づく国際出願の取下げ、指定又は優先権主張の取下げを希望する場合、PCT 規則 46.1 に規定される期限が迫っている中で、PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正を提出することを望む場合、PCT 規則 92 の 2 に基づいて出願人、代理人、共通の代表者、発明者の表示の変更を望む場合、国際出願にこのような変更が反映されるためには、上記表の右欄に示された日までに、IB に通知が届く必要があります。

IB に通知を行う場合には、技術的準備が完了するより前に、出来るだけ早く提出されることを強くお勧めします。通知の方法としては、郵送も可能ですが、好ましくは以下の方法での送付をお勧めします。

- ー PCT オンラインドキュメントアップロードサービス経由  
<https://webaccess.wipo.int/pctservice/en/>  
 (同サービスの詳細は、*PCT Newsletter* No.01/2010 第 2 ページ、及び PCT オンライン文書アップロードサービスのユーザーマニュアルを参照)  
[http://www.wipo.int/patentscope/en/service\\_center/](http://www.wipo.int/patentscope/en/service_center/)
- ー ファクシミリ ((+41-22) 338 82 70)

### **WIPO PCTプロセッシングサービスの再編**

WIPO 国際事務局の PCT プロセッシングサービスは、複数のプロセッシングチームで構成されており、国際出願が受理官庁（受理官庁としての国際事務局、国内官庁、広域官庁のいずれでも）から国際事務局に送付されると、当該チームが手続きを行います。2011 年 9 月 6 日付で、当該プロセッシングチームの数が減少し、1 から 9 までの番号が付け直されたこと（PT01 から PT09）をお知らせいたします。受理官庁として行動する受理・プロセッシングチームは 10 番目のチームとなります。

各プロセッシングチームが特定の受理官庁から受け取った国際出願を取り扱うことから、多くの場合、現在出願を取り扱っているチームは過去に取り扱ったチームと同一ではないかもしれません。よって、PCT プロセッシングチームに電話する場合には、各国際出願に関する連絡先を注意深く確認して下さい。連絡先は国際事務局から送付された様式（たとえば PCT/IB/301）に下部に表示されています。また、以下のサイトで PCT 出願番号を入力することにより確認することができます。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/teamlookup.jsf>

特定の出願に関する通信は郵便による送付も可能ですが、好ましくはPCTオンラインドキュメントアップロードサービス（<https://webaccess.wipo.int/pctservice/en/>）を通じたアップロードによる提出、又はPCTプロセッシングサービスの代表FAX番号（(+41-22) 338 82 70）へのFAXをお勧めします。特定の国際出願に関するお問い合わせはプロセッシングチームにご連絡下さい。PCTに関する一般的、法的事項についてはPCTインフォメーションサービスに電話（(+41-22) 338 83 38、月一金、午前 9 時—午後 6 時（中央ヨーロッパ時間））又はメール（[pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)）にてご連絡下さい。

### **PCT最新情報**

- AM：アルメニア（保護の種類、手数料、PC-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、代理人に関する要件）
- AZ：アゼルバイジャン（官庁の名称、所在地及び郵便のあて名、電話番号及び FAX 番号、Eメール及びインターネットアドレス、手数料）
- BA：ボスニア・ヘルツェゴビヤ（所在地及び郵便のあて名、電話番号及び FAX 番号、通信手段、書類を発送したことの証拠、保護の種類、国際出願の写しの提出）

BE : ベルギー (電話番号、PC-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出)  
BG : ブルガリア (PC-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、優先権の回復に適用される基準、手数料)  
BR : ブラジル (所在地及び郵便のあて名、電話番号及び FAX 番号、手数料)  
CL : チリ (電話番号)  
CZ : チェコ共和国 (電話番号、PC-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出)  
DK : デンマーク (国際公開後の仮保護、手数料、出願言語)  
GR : ギリシャ (手数料)  
KR : 大韓民国 (手数料)  
LY : リビア・アラブ・ジャマーヒーリーヤ (国の名称)  
QA : カタール (管轄国際調査及び予備審査機関)  
RW : ルワンダ (一般情報、管轄国際調査及び予備審査機関)  
US : アメリカ合衆国 (手数料)  
VC : セントビンセントおよびグレナディーン諸島 (インターネットアドレス、通信手段)  
ZA : 南アフリカ (手数料)

#### 取扱手数料 (北欧特許機構、韓国知的所有権庁)

#### **PCT-SAFE更新**

#### PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン (2011 年 10 月 1 日付け version 3.51.051.227) が PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロード可能です。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

当該バージョン (“build 227”) は次の変更を行います。

- 2011 年 11 月 1 日からのイスラエル特許庁 (RO/IL) の完全電子出願 (又は物理媒体) での国際出願の受理開始に伴う対応
- 2011 年 9 月 24 日からのルワンダのハラレプロトコルへの加入に従い、ARIPO 指定の際のルワンダの追加に伴う対応
- インストール時に選択される出願方法、提出方法の初期設定を「電子出願」と「インターネット」に修正
- PCT-SAFE の Acrobat Reader X 準拠 (Acrobat Reader の詳細はリリースノートをご参照下さい)
- 手数料表の更新
- その他の軽微な機能及びグラフィカルユーザーインターフェースの改善

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/index.html>

#### **インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報** (<http://www.wipo.int/pct/en>)

#### PCT 実施細則のスペイン語版

2011 年 7 月 1 日発効の PCT 実施細則全文のスペイン語版 (PDF 形式) が更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/ai.pdf>

#### 国際予備審査の請求の様式 (中国語、韓国語、ポルトガル語版)

2011年7月版国際予備審査の請求の様式の編集可能なPDFフォーマットが、中国語、韓国語、ポルトガル語で利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pct/zh/forms/demand/demand.pdf>

[http://www.wipo.int/pct/ko/forms/demand/ed\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/ko/forms/demand/ed_demand.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/pt/forms/demand/ed\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/pt/forms/demand/ed_demand.pdf)

### ISA 及び IPEA 様式（ドイツ語、スペイン語版）

2011年7月に発行されたPCT/ISA/237、PCT/IPEA/408、409、443が、ドイツ語、アラビア語でそれぞれ利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pct/de/forms/isa/index.htm>

<http://www.wipo.int/pct/de/forms/ipea/index.htm>

<http://www.wipo.int/pct/es/forms/isa/index.htm>

<http://www.wipo.int/pct/es/forms/ipea/index.htm>

### ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と連邦知的財産特許商標行政局（ROSPATENT）との間の改正された取決めの条項が英語及び仏語でPDF形式で公表されました。同取決めには、2010年7月1日に発効する国際調査機関及び国際予備審査機関の機能に関する規定が含まれます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_ru.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ru.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_ru.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_ru.pdf)

### PCT 作業部会報告

2011年6月6日から10日に開催されました第4回PCT作業部会の報告(文書PCT/WG/4/17)が通信により採択されました。同報告書は英語、仏語でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct\\_wg\\_4/pct\\_wg\\_4\\_17.pdf](http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_wg_4/pct_wg_4_17.pdf)

[http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/fr/pct\\_wg\\_4/pct\\_wg\\_4\\_17.pdf](http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/fr/pct_wg_4/pct_wg_4_17.pdf)

### 特許協力条約及び規則の条文集（アラビア語の紙版）

2011年7月1日発効の特許協力条約及び規則が英語、仏語、ドイツ語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語に加えてアラビア語でご利用いただけます。

条文集（紙版）のお値段は通常郵便の場合24スイスフラン、速達郵便の場合28スイスフランです。お申込みは、WIPO 出版番号 No.274 と必要な出版の言語を明示して、WIPO の “the Outreach Services Section” までご連絡ください。

ファクシミリ： (41-22) 740 18 12

電子メール：[publications.mail@wipo.int](mailto:publications.mail@wipo.int)

電子ブックショップ：<http://www.wipo.int/ebookshop>

あて名： 34, chemin des Colombettes ""  
P.O. Box 18, CH-1211 Geneva 20,  
Switzerland

### PATENTSCOPE新バージョン

“classic” PATENTSCOPE 検索インターフェースが8年のサービス提供を経て、2011年10月13日に終了し、旧インターフェースで利用していたすべての検索リクエストが新しい

PATENTSCOPE に移されます。2009年9月以降、ユーザーの新システムへの移行のための期間を提供すべく2つのシステムが併用されてきました。そして、現在ほとんどのリクエストが新システムで行われています。

新システムは“classic” PATENTSCOPE のすべての機能・分野及びサーチ構文をサポートすべく設計されており、残りのユーザーの新システムへの移行も容易に進むと思われれます。

オープンソース検索及びウェブ技術での最新の発展を活用すべく、新システムでは新機能及び改善されたデータ範囲の文献コレクションを提供します。

さらなる情報は、FAQs でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/patentscope/en/faqs\\_patentscope.html](http://www.wipo.int/patentscope/en/faqs_patentscope.html)

## **EPOからのお知らせ**

### **規則 66.4 に基づく EPO の運用の修正**

PCT 規則 66.4 では、国際予備審査機関（IPEA）が特許性に関する国際予備報告（IPRP 第2章）の作成前に1回以上の追加の書面による見解を示すことができる旨規定されています。欧州特許庁（EPO）は、PCT 規則 66.4 に基づく EPO の実務の修正し、IPEA としての EPO と出願人とのやりとりのためのさらなる機会を提供し、その結果、出願人が肯定的な国際予備審査報告を伴って選択官庁に対し国内段階移行しうる余地を提供します。

この新しい実務は、規則 69.2 に従い、国際予備審査報告の作成期限が2011年12月1日以降に満了する出願であって、2011年10月1日より前に国際予備審査報告が作成されていないものに適用されます（国際予備審査報告の作成するための期間は、多くの場合、優先日から28ヶ月ですが、一定の条件下で満了の日が遅くなる場合があります—PCT 規則 69.2 参照）。詳細については EPO のアナウンスをご参照下さい。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/information-epo/archive/20111004a.html>

### **出願人のための EPO の手引き：EPO に対する PCT 手続**

出願人のための EPO の手引きの第2章、“Euro-PCT Guide” は、PCT での手続の遂行に関心のある者を対象としたものです。当該手引きは EPO に対する PCT 手続の特有の内容に焦点をあてており、受理官庁・国際調査機関・補充調査のために指定された機関・国際予備審査機関・指定官庁・選択官庁として EPO が行動する場合に留意すべき重要な点をカバーすることを目的としています。Euro-PCT Guide が最近更新され、以下のサイトからご利用いただけます。

<http://www.epo.org/applying/international/guide-for-applicants.html>

## **実務アドバイス**

### **国際公開前の早期国内段階移行**

**Q:** 当社は比較的新しい会社で、できる限り早期に最新製品をグローバル市場に提供するとともに、増加している国際特許ポートフォリオを示すことによる投資の促進に関心があります。すでに多くの国際出願を行い、国際調査報告及び国際調査機関の見解書も作成されていますが、まだ出願は国際公開されていません。これらの出願について早期国内段階移行の請求は可能でしょうか、それとも国際公開されるまで待たなければならないのでしょうか。

**A:** PCT第 23 条(1)及び第 40 条(2)によると、指定／選択官庁はPCT第 22 条(1)及び第 39 条(1)に基づいて指定されている期限前に国内手続を開始するいことはできません（多くの場合、この期限は優先日から 30 ヶ月ですが、例外に関する詳細は次のウェブサイトの期限に関する表をご参照下さい[http://www.wipo.int/pct/en/texts/time\\_limits.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.html)）。

しかしながら、PCT 第 23 条(2)及び第 40(2)には、指定／選択官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる旨規定されています。したがって、上記期間の満了より早期に国内段階に移行することができます。国内段階に移行するために国際出願が公開されているという要件はありません。

本件の場合、国際出願がまだ国際公開されていないので、通常、指定官庁は当該国際出願の写しを請求するでしょう。しかしながら、場合によっては、PCT第 13 条に基づき、国際出願の写しの受領を希望しない旨を国際事務局に通告している官庁に対しては必要ありません（この情報について、PCT 出願人の手引きの国内段階の概要の関連事項を参照（<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/index.jsp>））。他の全ての場合についても、出願人が国際出願の国際公開前に指定官庁に対して、PCT第 23 条(2)に基づく明示の請求を行った場合には、国際出願の写しを提出した場合にのみ当該請求は考慮されるでしょう。そのために、出願人はPCT規則 47.4 に基づき、国際事務局に対して、国際出願の写しの指定官庁への送達を請求することができます。

PCT 第 22 条に基づく国際段階への移行のために定められている他の規定（早期国内段階移行を請求している国際出願に対し、必要な場合、翻訳文の提出、及び、該当する場合、国内手数料の支払）も当然、出願人が早期国内段階移行の請求の前に満たしていなければなりません。また、発明者の氏名及びあて名が願書に含まれていない場合には、指定官庁の国内法令は、国内段階移行時にこれらの事項の提出を請求することができません（詳細は、PCT 出願人の手引きの附属書 B の関連事項を参照）。国内段階移行に必要な全ての要件を単に満たすだけでは十分ではない点ご注意ください—出願人は特別に早期手続（処理）の請求を行わなければなりません、さもなければ、指定官庁は優先日から 30 ヶ月の通常の期限又はそれより遅い時期まで、出願手続（処理）を開始しないかもしれません。

また、国際事務局は通常、国際調査機関の見解を（国際調査機関による特許性に関する国際予備報告（IPRP 第 1 章）の形式で）優先日から 30 ヶ月を経過した後に指定官庁に送達する点にご注意下さい（PCT 規則 44 の 2.2(a)参照）。しかしながら、出願人が PCT 第 23 条(2)の規定に基づき指定官庁に明示の請求を行った場合には、国際事務局は、出願人又は指定官庁による請求があれば、速やかに国際調査機関の見解の写しを指定官庁に送達します（PCT 規則 44 の 2.2(b)参照）。（国際調査機関の見解の英語翻訳が指定官庁によって請求される場合については PCT 規則 44 の 2.3 を参照。）

PCT において早期国内段階移行の明示の請求が規定されていますが、当該出願の手続（処理）を実際いつ開始するかについての決定は指定官庁次第である点ご注意ください。実際、国内官庁の中には国際公開前に出願手続（処理）を行わない場合があります。また、明示の請求が特定の国内官庁に関してのみ行われている場合、当該国際出願の国際段階は他の指定官庁については継続している点にご注意下さい。

一度国内段階に移行すれば、特定の指定官庁に対し、PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）に基づく早期審査の請求を行うことが可能です。この請求には、関連する国際出願について、いくつかの請求項について肯定的な国際調査機関の見解、国際予備審査機関の見解又は特許性に関する国際予備報告（第 2 章）を得ている必要があります、また該当国際調査機関／国際予備審査機関としての官庁と指定官庁としての官庁との間で PCT-PPH の合意がなされている必要があります。PCT-PPH プログラムに関するさらなる情報は *PCT Newsletter* 2011 年 2

月号及び PCT ウェブサイトの関連ページをご参照下さい。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

PPH プログラムの一般的な情報については以下のサイトをご参照下さい。

<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/index.htm>

将来、より多くの国際出願を提出する予定である場合や、国際調査報告及び国際調査機関の見解がまだ作成されていない途中段階の国際出願がある場合には、PCT Newsletter 2011 年 5 月号の実務アドバイスで紹介された、国際段階において遅延なく国際出願の手続を進める機会を最大化するためにとりうる行動に関する情報もご関心があるかもしれません。

#### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2011年11月号 | No. 11/2011

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## WIPOの例外的閉庁

2011年10月27日（木）のWIPO建物の漏電による火事の結果、WIPOのウェブサイト及び特定のサービスが10月28日（金）の夜まで利用できませんでした。また次のPCTサービスも影響を受けました：受理官庁としての国際事務局の電子出願サーバ、PCTオンラインドキュメントアップロードサービス、PCT E-Payment サービス、PCTのFAX、電話、Eメールシステム。火事によるサービスの中断を考慮して、WIPOは2011年10月27日及び28日を閉庁日とする旨宣言しました。この趣旨を示した宣言はWIPOウェブサイトに掲載されました。

この予期しない閉庁の結果に関するさらなる情報、特に閉庁日に国際事務局に出願（又は関連書類）の提出を試みた場合について、本号の実務アドバイスをご参照下さい。

## PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）試行プログラム

### デンマーク特許商標庁（DKPTO）及び日本国特許庁（JPO）、デンマーク特許商標庁（DKPTO）及び米国特許商標庁（USPTO）

DKPTOとJPO、及び、DKPTOとUSPTOのそれぞれの2庁間において、新しいPCT-PPH試行プログラムがそれぞれ2011年10月1日付け、及び、2011年11月1日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのJPO又はUSPTOによりPCTフレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を受理したPCT出願について、デンマークの国内段階での早期審査を利用することができます。

DKPTOとJPOの間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトで見ただけです。

<http://internationalcooperation.dkpto.org/patent-prosecution-highways/pct-pph-pilot-program-between-denmark-and-japan.aspx>  
[http://www.meti.go.jp/english/press/2011/0930\\_05.html](http://www.meti.go.jp/english/press/2011/0930_05.html)

DKPTOとUSPTOの間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトで見ただけです。

<http://internationalcooperation.dkpto.org/patent-prosecution-highways/pct-pph-pilot-program-between-denmark-and-the-united-states.aspx>

### 日本国特許庁（JPO）及び北欧特許機構（NPI）

JPOとNPIの2庁間において、新しいPCT-PPH試行プログラムが2011年10月1日付けで開始されました。このプログラムは、国際調査機関又は国際予備審査機関としての北欧特許機構によって作成されたPCT成果物からの利益を受けることをJPOが許可するものです。国際調査機関又は国際予備審査機関として北欧特許機構がPCTフレームワークで作成した

国際調査機関又は国際予備審査機関による肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を受理した PCT 出願について、日本の国内段階での早期審査を利用することができます。

JPO と NPI の間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでそれぞれご覧いただけます。

[http://www.meti.go.jp/english/press/2011/0930\\_05.html](http://www.meti.go.jp/english/press/2011/0930_05.html)

<http://www.npi.int/PCT/PPH/PCT-PPH-agreement-with-JPO/>

#### 日本国特許庁（JPO）及び中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）

JPO と SIPO の 2 庁間において、新しい PCT-PPH 試行プログラムが 2011 年 11 月 1 日付けで開始されました。国際調査機関又は国際予備審査機関としての一方の参加庁によって PCT フレームワークで作成された国際調査機関又は国際予備審査機関による肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を得た PCT 出願について、他庁の国内段階での早期審査を利用することが可能になります。

JPO 及び SIPO 間の PCT-PPH 合意に関する更なる情報は以下のアドレスからそれぞれご覧いただけます。

[http://www.jpo.go.jp/torikumi\\_e/t\\_torikumi\\_e/japan\\_china\\_highway\\_e.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_china_highway_e.htm)

及び（中国語）

<http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph>

#### ノルウェー工業所有権庁（NIPO）及び米国特許商標庁（USPTO）

NIPO と USPTO の 2 庁間において、新しい PCT-PPH 試行プログラムが 2011 年 11 月 1 日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としての USPTO により PCT フレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を受理した PCT 出願について、ノルウェーの国内段階での早期審査を利用することができます。

NIPO と USPTO の間の PCT-PPH 合意に関する更なる情報はノルウェー語で公表されていますが、英語版については以下のウェブサイトでもまもなくご覧いただけます。

<http://www.patentstyret.no/en/Patents/international-patenting/Patent-Prosecuton-Highway/>

#### 中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）及び米国特許商標庁（USPTO）

SIPO と USPTO は、2011 年 12 月 1 日から PCT で作成された肯定的な見解及び国際予備報告（第 II 章）を利用する新しい PCT-PPH 試行プログラムを開始する旨の共同声明に 2011 年 11 月 8 日付けで署名しました。更なる情報は、以下のアドレスからご覧いただけます。

<http://www.uspto.gov/news/pr/2011/11-63.jsp>

及び（中国語）

[http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/zxdt/201111/t20111109\\_629640.html](http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/zxdt/201111/t20111109_629640.html)

試行プログラムに関する更なる情報はまもなくご覧いただけます。

#### **PCT最新情報**

**国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料、取扱手数料（多くの官庁）**

- BA：ボスニア・ヘルツェゴビナ（微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定、必要な翻訳文の内容、手数料）
- CH：スイス（代理人に関する要件）
- EE：エストニア（手数料）
- EP：欧州特許庁（微生物及びその他の生物材料の寄託）
- ES：スペイン（必要な写しの部数、PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出）
- GR：ギリシャ（PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出）
- IE：アイルランド（E メールアドレス）
- IL：イスラエル（国の安全に関する条件）
- IT：イタリア（手数料）
- KZ：カザフスタン（所在地及び郵便のあて名、電話番号及び FAX 番号、保護の種類、手数料）
- LK：スリランカ（インターネットアドレス、国際型調査に関する規定、手数料、代理人に関する要件）
- LU：ルクセンブルク（官庁の名称、電話番号）
- MD：モルドバ（電話番号及び FAX 番号、受理する国際出願及び願書の言語、特別の要件）
- NL：オランダ（官庁の名称、電話番号及び FAX 番号、E メールアドレス、PCT-EASY フォーマットの願書を伴う国際出願の受理、優先権の回復に適用される基準及び手数料）
- NO：ノルウェー（代理人に関する要件、手数料）
- PG：パプアニューギニア（所在地及び郵便のあて名、電話番号、E メール及びインターネットアドレス、優先権の回復に適用される基準）
- RO：ルーマニア（保護の種類）
- RS：セルビア（手数料）
- SK：スロバキア（手数料）
- US：アメリカ合衆国（手数料）

**インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報** (<http://www.wipo.int/pct/en>)

### **PCT 関連資料ページの新機能**

PCT 関連資料ページに以下の新機能が導入されました。

- PCT 締約国の地図がページの上に表示されています。この地図をクリックすると、PCT 締約国と二文字国コードのリストがアルファベット順に表示されます。リストの右欄には PCT への拘束の開始日が記載されており、いくつかの国については地域的事項及び条約下で行っている特定の宣言についての脚注が設けられています。
- このページの内容のリストは、主題に応じて 6 つの異なる見出しに分けられています。あまり利用しないメニューを閉じておくことができるよう、それぞれのメニューの最初に開閉用のボタンを導入しました。これにより必要な情報をより容易に見つけることができるでしょう。利用者のブラウザのキャッシュセッティングの状況によりませんが、このメニュー配置設定は次回アクセス時にも維持されるでしょう。

### **PCT 出願人の手引き（日本語版）**

PCT 出願人の手引きの日本語更新版（2011 年 4 月 1 日付）が完成し、まもなく PDF フォーマットでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/guide/ja/index.pdf>

### **国際調査・予備審査ガイドライン（英語、仏語版）**

2011年11月1日に発効する改正されたPCT国際調査・予備審査ガイドライン（ISPEガイドライン）が、英語、仏語でそれぞれPDF形式で利用可能になりました。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html>

## ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と米国特許商標庁との間の、国際調査機関及び国際予備審査機関の機能に関する、2011年10月20日に発効する改正された取決め条項が英語及び仏語で公表されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_us.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_us.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_us.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_us.pdf)

## 実務アドバイス

### 予期しない閉庁日の国際事務局への国際出願（又は関連書類）の提出の試みの結果

**Q:** 2011年10月27日に、受理官庁としての国際事務局に対し、2010年10月27日に出願された先の国内出願に基づく優先権主張を伴う国際出願（すなわち、12ヶ月の優先期間の最終日）を行うことを希望していました。国際出願のオンラインでの提出を試みましたが、手続途中で接続が中断された旨のエラーメッセージが表示されました。10月31日（月）に再提出を試みましたが、10月27日の提出手続はうまく行われているのでしょうか、もしそうでない場合、先の出願に基づく優先権はどのようになりますか。

**A:** RO/IBへの国際出願の提出途中で接続が中断された場合、送付に成功した旨の証明の電子出願受領書を受け取らないでしょう。したがって、エラーメッセージを受け取るか、あるいは、送付手続の最後に電子出願受領書を受け取らなかった場合には、PCT e-Service Help Deskにコンタクトして出願を再度提出する必要があるかアドバイスを受けるべきです（Tel: +41 22 338 9523, e-mail: [pctsafe.help@wipo.int](mailto:pctsafe.help@wipo.int)）。

今回のケースでは、優先期間の満了日である10月27日に国際出願を提出することができなかったようです。その理由は、同日及びその翌日は、漏電による火事の結果WIPOは例外的に閉庁し、WIPO オンライン出願システムは利用できなかったためです。受理官庁としての国際事務局に対するオンライン又はFAXによる出願は土日には利用でき、その場合には、土日は公的には就業日ではないが、（PCT第11条に規定された国際出願日の認定のために必要な全ての要件を満たしている場合）受理日が国際出願日として認められます。

工業所有権の保護に関するパリ条約の第4条C(3)では、12ヶ月の優先期間に関して、「その末日が保護の請求される国において法定の休日又は所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるときは、その日の後の最初の就業日まで延長される」旨規定されています。本ケースでは、受理官庁としての国際事務局は、国際段階の目的のため、12ヶ月の優先期間が2011年10月31日（月）まで延長されたとみなしますが、パリ条約第4条C(3)の解釈及び国際出願が優先期間内に出願されたか否かについては、優先権主張自体の有効性の決定と同様、最終的には国内段階において指定官庁により行われます。

受理官庁としての国際事務局に出願を行うことができず、また国際出願が先の出願に基づいた優先権主張を伴わない最初の出願である場合、パリ条約上の優先日を確保するためにできるだけ早期に国際出願を提出することが特に重要でしょう。

稀なケースであっても、受理官庁としての国際事務局の予期しない閉庁の場合、国内又は広域の受理官庁に提出するか、もしくは、非管轄の受理官庁に提出することにより国際出願日として非管轄の受理官庁の受理日を維持してその後の手続を進めるべく受理官庁としての国際事務局へ出願を転送することをお勧めします（PCT 規則 19.4 参照）。（もし他の官庁へオンライン又は FAX による出願を試みる場合には、当然のことながら、当該官庁がオンライン又は FAX による出願を受け付けているかどうか確認すべきです。）

2011 年 10 月 27 日の WIPO の火事では、受理官庁としての国際事務局の電子出願サーバ以外にもいくつかのサービスが利用できませんでした—PCT オンラインドキュメントアップロードサービス経由の国際出願に関連した文書の提出、PCT E-Payment サービスを利用した支払い、あるいは、優先権書類アクセスサービス（DAS）又は ePCT の利用、を試みた出願人／代理人も同様の問題に遭遇した可能性があります。期限の延長に関する PCT 規則 80.5 が、いかなる書類（PCT 第 19 条に基づく補正や PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の請求）又は手数料（受理官庁としての国際事務局への国際出願手数料の支払）が WIPO に届かなければならない PCT の期限に適用されますのでご安心下さい。したがって、このような書類及び手数料について 2011 年 10 月 27 日又は 28 日が期限であった場合、これらの期限は後続の WIPO の就業日である 2011 年 10 月 31 日に延長されたとみなされます。

いつも言及していますが、出願人／代理人は、技術的故障によって生じうる問題を避けるべく、適用される機関の満了前のできるだけ早期に、国際出願又は書類の提出、手数料の支払を行うことを強く推奨いたします。

#### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2011年12月号 | No. 12/2011

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## ライセンスに関する新機能

WIPO は、出願人が自身の国際出願に含まれる発明のライセンスに関心がある場合、国際事務局に対し、その情報を PATENTSCOPE ウェブサイト上で利用可能にすることを要請することができる、新たな PCT 機能を 2012 年 1 月に開始いたします。

この新機能は 2010 年 6 月に開催された PCT 作業部会の勧告（作業文書 PCT/WG/3/14 Rev. 段落 129（29 ページ））、すなわち、出願人に自身の特許のライセンスをする用意がある意向を示すことを促す登録機能の導入を含むライセンス促進のための制度を設ける旨の勧告、さらに 2010 年 9 月開催の PCT 同盟総会によるこの機能の開発に関するそれに続く注記（作業文書 PCT/A/41/4 段落 8）に従って開発されたものです。

自身の発明のライセンスに関心のある出願人は、新様式 PCT/IB/382"Request for indication of availability for licensing purposes（ライセンス目的の利用可能性の表示の要請）"（下記サイトからご利用いただけます）の提出又は請求項にかかる発明がライセンスの利用可能性がある旨表示した書簡の送付を行うことができます。また、出願人は様式又は書簡の形式でライセンスの条件を含めることも可能です。このようなライセンスの表示の提出は、国際出願の提出から 30 ヶ月の移行期限までいつでも行うことができます。

[http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/editable/ed\\_ib382.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/editable/ed_ib382.pdf)

国際出願をまだ提出していない出願人は、出願時にライセンス目的の利用可能性の表示の要請を提出することが可能です。PCT-SAFE による出願を行う場合には、同要請（様式又は書簡）を"Accompanying items（添付書類）"（タブ）の"Other（その他）"を選択し、"Licensing availability request"と名前を付けて国際出願に添付します。この書類は国際出願の一部ではなく、国際出願のページ数には含まれない点ご注意ください。

国際出願をすでに提出している出願人は、前記様式又は書簡が正しい出願ファイルに収録されることを確実にするため、国際事務局が国際出願の手続を開始するまで待たなければなりません。RO/IB に国際出願を提出した出願人は、様式 PCT/RO/105（国際出願番号及び国際出願日の通知）受領後すみやかに当該要請を提出することができます。他の受理官庁に国際出願を提出した出願人は、国際事務局が記録原本（国際出願の写し）を（受理官庁から）受理し、様式 PCT/IB/301（記録原本の受理通知）の受領により出願人に知られるまで待たなければなりません。

出願後にライセンス目的の利用可能性の要請を提出する出願人は、PCT オンラインドキュメントアップロードサービス（近い将来、ePCT 経由で）経由で同要請を提出することができます。その代わりに、国際事務局への郵送又は FAX（(+41-22) 338 82 70（一般）又は出願人が受領した PCT 様式の下部に記載の特定の FAX 番号（方式審査担当部署））への送信により要請を提出することも可能です。

ライセンス目的の利用可能性の表示は、特定出願に関する書誌情報（PATENTSCOPE の「PCT 書誌情報」タブ）に反映されますが、国際公開公報の一部にはなりません。書誌情

報ページのライセンスに関する陳述と様式 PCT/IB/382 又は書簡の内容の間にリンクを設け、第三者が直接その内容にアクセス可能にするとともに、ライセンス目的の利用可能性の表示の要請は PATENTSCOPE の「書類」タブから別書類として利用可能になります。さらに、この表示の存在の有無について PATENTSCOPE の検索キーのリストに追加されま

す。

この新機能は、優先日から 30 ヶ月の期間が満了していない国際出願について、2012 年 1 月 1 日から利用可能です。

## **パリ条約**

### **ブルネイ・ダルサラームの加入**

ブルネイ・ダルサラーム（国コード：BN）が 2011 年 11 月 17 日に工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託しました。その結果として、パリ条約の締約国数は 174 となります。タイは 2012 年 2 月 17 日からパリ条約に拘束されます。

## **国際出願の電子出願及び手続**

### **ノルウェー工業所有権庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始**

ノルウェー工業所有権庁は、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、2012 年 1 月 2 日より、受理官庁の資格で、電子形式での国際出願及び手続を開始する予定である旨、WIPO に通告しました。

ノルウェー工業所有権庁の、電子形式での国際出願に関しての要件及び実務を含む通告は、2011 年 12 月 15 日発行の *PCT Gazette* の *Official Notices* に公開されます。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

## **PCT—特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）試行プログラム**

### **アイスランド特許庁及び日本国特許庁（JPO）、アイスランド特許庁及び米国特許商標庁（USPTO）**

アイスランド特許庁と JPO、及び、アイスランド特許庁と USPTO のそれぞれの 2 庁間において、新しい PCT-PPH 試行プログラムがそれぞれ 2011 年 12 月 1 日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としての JPO 又は USPTO により PCT フレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を受理した PCT 出願について、アイスランドの国内段階での早期審査を利用することができます。

アイスランド特許庁と JPO の間、及び、アイスランド特許庁と USPTO の間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトそれぞれご覧いただけます。

<http://www.els.is/media/2010/PCT-PPH-Guidelines---Iceland-and-Japan.pdf>

[http://www.jpo.go.jp/torikumi\\_e/t\\_torikumi\\_e/japan\\_iceland\\_highway\\_e.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_iceland_highway_e.htm)

<http://www.els.is/media/2010/PCT-PPH-Guidelines---Iceland-and-United-States-of-America.pdf>

### **ノルウェー工業所有権庁（NIPO）及び日本国特許庁（JPO）**

NIPO と JPO の 2 庁間において、新しい PCT-PPH 試行プログラムが 2011 年 12 月 1 日付け

で開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関として JPO が PCT フレームワークで作成した国際調査機関又は国際予備審査機関による肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を受理した PCT 出願について、ノルウェーの国内段階での早期審査を利用することができます。

NIPO と JPO の間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでそれぞれご覧いただけます。

（ノルウェー語。英語版はまもなく利用可能になります。）

<http://www.patentstyret.no/en/Patents/international-patenting/Patent-Prosecution-Highway/>

及び

[http://www.jpo.go.jp/torikumi\\_e/t\\_torikumi\\_e/japan\\_norway\\_highway\\_e.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/japan_norway_highway_e.htm)

### 中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）及び米国特許商標庁（USPTO）

*PCT Newsletter* 2011 年 11 月号において、SIPO と USPTO による新しい 2 つの PPH 試行プログラムの開始についての共同声明への署名が行われた旨お知らせしていましたが、同試行プログラムが 2011 年 12 月 1 日付けで開始された旨確認いたしました。この試行プログラムはパリルート及び PCT ルートの両方の出願に適用されます。国際調査機関又は国際予備審査機関として的一方の参加庁によって PCT フレームワークで作成された国際調査機関又は国際予備審査機関による肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（少なくとも 1 つの請求項について特許性ありと判断された場合）を得た PCT 出願について、他庁の国内段階での早期審査を利用することが可能になります。

更なる情報は以下のアドレスからそれぞれご覧いただけます。

[http://www.uspto.gov/patents/init\\_events/pph/pct\\_pph\\_cn.jsp](http://www.uspto.gov/patents/init_events/pph/pct_pph_cn.jsp)

及び（中国語）

<http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph>

SIPO の PPH 試行プログラムに関する一般情報

<http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/>

### 三極 PCT-PPH 試行プログラムの延長

三極 PCT-PPH 試行プログラム、すなわち、国際調査機関又は国際予備審査機関として的一方の参加庁によって PCT フレームワークで作成された国際調査機関又は国際予備審査機関による肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（少なくとも 1 つの請求項について特許性ありと判断された場合）を得た PCT 出願について、他庁の広域段階（EPO）又は国内段階（JPO、USPTO）での早期審査を利用することが可能になるプログラムが、2014 年 1 月末までのさらに 2 年間延長することになりました。三極 PPH 試行プログラムがさらにユーザフレンドリーかつ効率的なものとすべく更新された要件についてはまもなく三極特許庁ウェブサイトでご覧いただけます。

更なる情報は EPO のプレスリリースをご参照下さい。

<http://www.epo.org/news-issues/press/releases/archive/2011/20111110.html>

### 共通引用文献ツールの提供開始

三極特許庁（EPO、JPO、USPTO）は 2011 年 11 月に開催された三極特許庁長官会合において、同じ発明について複数の官庁によって行われた特許調査（審査）の結果にアクセスしやすくするための新ツール、共通引用文献（CCD）の提供開始に合意しました。

CCD ツールを利用する方は、一画面で、特許ファミリー出願について三極特許庁が引用した先行技術文献をサーチ・閲覧することができます。このツールは官庁の効率性向上を目的として設計されたもので、発明者や特許分析専門家のような特許を情報源として利用する方の多大な時間と労力を軽減することが期待されています。

CCD ツールは三極特許庁からの引用情報を含んでおり、また他の特許庁へも拡張されるでしょう。CCD はさらに有用性を向上させるべく精緻化し更新されていくものと思われます。

CCD 出願は EPO のグローバル特許データベースファミリーシステムを利用しており、EPO がホストしています。三極ウェブサイトからアクセスが可能です。

<http://www.trilateral.net/ccd>

更なる情報は、EPO のプレスリリースをご参照下さい。

<http://www.epo.org/news-issues/press/releases/archive/2011/20111110.html>

## **PCT 最新情報**

DK : デンマーク (国際公開後の仮保護)

IB : 国際事務局 (手数料)

2012 年 1 月 1 日から、受理官庁としての国際事務局に支払う次の手数料の EUR 及び USD の換算額が変更になります。

送付手数料	EUR 82 又は USD 109
優先権書類の手数料	EUR 41 又は USD 55
航空郵便のための追加額	EUR 8 又は USD 11

IE : アイルランド (PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、優先権の回復に適用される基準)

IL : イスラエル (必要な写しの部数、PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料)

IT : イタリア (手数料) (誤植)

MA : モロッコ (手数料)

MD : モルドバ (PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、優先権の回復に適用される基準及び手数料、必要な翻訳文の内容)

NO : ノルウェー (仮保護、微生物及びその他の生物材料の寄託)

PL : ポーランド (手数料)

PT : ポルトガル (PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料)

RS : セルビア (手数料)

ZA : 南アフリカ (官庁の名称、E メール及びインターネットアドレス)

## **PCT-SAFE 更新**

### **PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン**

PCT-SAFE Client ソフトウェアの新バージョン (2012 年 1 月 1 日付け) が 12 月中旬にリリース予定です。手数料表の更新及び PCT に関する変更が含まれる予定です。詳細は PATENTSCOPE ウェブサイトでそのうち公表される予定です。購読者には新バージョンが利用になりましたら E メールで案内が送付されます。

受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) にオンラインで完全電子出願している出願人は、RO/IB に必要な新しい電子証明書ファイルが含まれているので、できる限り速やかに、この更新版をインストールすることをお勧めします（ただし、以下のサイトから利用可能な暫定的な解決法をすでに適用されていない場合）。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

詳細は PCT-SAFE ウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct-safe>

## **PATENTSCOPE 検索サービス**

### **国内特許コレクション**

PATENTSCOPE 検索サービスは、ケニアの国内特許コレクション、並びに、ロシア連邦（旧ソビエト連邦のデータを含む）の書誌データ及び国内特許コレクションを追加しました。このコレクションは（これまでに追加された他の国内コレクションとともに）PATENTSCOPE で検索することが可能です。

<http://www.wipo.int/patentscope/search/en/search.jsf>

### **新たな PCT 国内移行情報**

PATENTSCOPE 検索サービスにおいて、ウクライナの PCT 国内移行情報が加わりました。この結果、国内移行情報を提供している官庁の数は 46 になります。国際出願が国内／広域段階に移行した情報及びその他の国内／広域段階に関する情報は、指定若しくは選択官庁が、国際事務局に対し関係する情報を提供している場合のみ、個別の国際出願の “national phase” タブをクリックすることでご覧いただけます。このサービスがカバーしているデータのリストは以下のアドレスをご参照ください。

<http://www.wipo.int/pctdb/en/nationalphase.jsp>

### **PATENTSCOPE で利用可能な韓英機械翻訳ツール**

WIPO と韓国知的所有権庁 (KIPO) の協力により、韓国語 PCT 出願の英語への翻訳のための新たなツールが PATENTSCOPE ウェブサイトで利用可能になりました。韓国語での PCT 出願の増加（2010 年に 7336 件）を考慮すると、このサービスは韓国特許情報へのアクセスを大いに促進するでしょう。

このサービスは PATENTSCOPE を通じての利用は 1 年間無料で利用可能です。また KIPRIS –KIPO によって管理されている一般公衆向けのインターネットベースの特許文献サーチサービスを通じて期間限定なく（有料）利用することができます。

[http://eng.kipris.or.kr/eng/other\\_service/k2e\\_automatic\\_translation.jsp](http://eng.kipris.or.kr/eng/other_service/k2e_automatic_translation.jsp)

## **手数料の支払い請求に関する注意喚起**

### **新たな請求書**

PCT の出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターで再三注意していただくようお願いしています。それらの手数料は PCT 上の国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、以下の新たな請求書が確認されました。

”RIPT – Registration of International Patent”

"ODM – Patent Trademark Register"

"WDTP – Worldwide Database of Trademarks and Patents"

PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のアドレスでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じアドレスから参照可能です。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは WIPO 国際事務局のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

もし、PCT 出願人及び代理人がこの情報を関係者に周知していない場合には、組織内の手数料支払い担当者、及びこのような請求書を受理する可能性がある発明者の注意を促すためにこの情報を伝えることをお勧めします。このような請求書との関係が疑わしい場合には、国際事務局にご連絡下さい。

電話番号 : +41 22 338 83 38

ファクシミリ番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : [pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

**インターネットで提供するPCT関連資料の最新／更新情報** (<http://www.wipo.int/pct/en>)

## PCT 様式

2012 年 1 月 1 日発効の新様式 PCT/IB/382 "Request for indication of availability for licensing purposes (ライセンシング目的の利用可能性の表示の要請)" が WIPO ウェブサイトの "Forms in force as from January 1, 2012" からご利用いただけます。

また、以下の様式について軽微な編集上の変更が行われています。

PCT/IB/334 "Notification of Defects with Regard to Correspondence Submitted by Applicant" (仏語版のみ)

PCT/IPEA/407 "Notification that Demand Considered Not to Have been Submitted" (仏語版のみ)

PCT/IPEA/440 "Invitation to Pay Prescribed Fees Together with Late Payment Fee" (英語版及び仏語版)

上記の様式はすべて以下の URL からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/forms/index.htm>

## 国際予備審査の請求の様式 (ロシア語版)

2011 年 7 月版の国際予備審査の請求の様式の編集可能な PDF フォーマットが、ロシア語で利用可能になりました。

[http://www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/ed\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/ru/forms/demand/ed_demand.pdf)

## PCT-特許審査ハイウェイ試行プログラム

PCT ウェブサイト内の PCT-特許審査ハイウェイ (PPH) 試行プログラムに関するページが

最近の PCT-PPH の活動に関する情報で更新されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

## PCT 規則の中国語版

2011 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の中国語版が英語、仏語、ドイツ語、イタリア語、日本語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語に加えて利用可能になりました。

[http://www.wipo.int/pct/zh/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/zh/texts/pdf/pct_regs.pdf)

## PCT 出願人の手引き（日本語版）

PCT Newsletter 2011 年 11 月号でお知らせしました、PCT 出願人の手引きの日本語更新版（2011 年 4 月 1 日付）が PDF フォーマットで以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/index.jsp>

## PCT プレゼンテーション

PCT 法務部のブライアン部長による「特許協力条約（PCT）入門」というタイトルの PCT 全般に関するプレゼンテーション（英語）の更新版が以下のウェブサイトでご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/presentations/pct\\_presentations.html](http://www.wipo.int/pct/en/presentations/pct_presentations.html)

## 実務アドバイス

### PCT-SAFE ソフトウェアを利用した PCT 出願を行う際の追加情報の含有

**Q:** 国際出願を米国において 2 つの先の出願の一部継続出願として取り扱われることを希望しています。しかしながら、PCT-SAFE ソフトウェアの電子願書様式 RCT/RO/101 の関連部分への記入を行う際（"States" タブの"Reference to parent application or grant" 項目のクリック後）、一以上の親出願の情報を入力することができません。どのように 2 番目の親出願を表示することが可能でしょうか。

**A:** 願書様式（PCT/RO/101）の紙版では、出願人（又は代理人）はこの目的及び他の目的で設けられた続葉に複数の親出願の情報を記入することが可能です。PCT-SAFE ソフトウェアでの電子願書様式では、"States" タブをクリックし、その後、画面下部の"Reference to parent application or grant" をクリックすることにより親出願又は特許に関する情報を簡単に入力することができます。その後、画面にはそのような情報が必要な国のリストが表示されます。例えば米国を選択すると、継続又は一部継続（CIP）といった関係がリスト化されたドロップダウンメニューが親出願の出願番号及び出願日を入力する場所を提供します。しかし、その与えられたスペースは一の親出願の表示しか提供されません。

PCT-SAFE 画面の一つに特別に設けられていないものであって、紙版の願書の続葉には通常設けられているものについての最上のオプションは以下の手続です。

- 1) 本件の場合、国際出願が一部継続出願とされることを希望している（好ましくは、この出願が先の出願の 2 番目のエントリーであることを明確にして）2 番目の先の出願の出願日及び出願番号の適切な情報を含んだ文書を作成
- 2) この文書を PDF ファイルとして保存

3) "Contents (内容)" の "Accompanying items (添付書類)" (タブ) でプルダウンメニューから "Other (その他)" を選択し、プルダウンメニューのボックスに ("specify" の文言と置き換えて) 意味のある名称 (例えば、"Continuation-in-part information") を入力し、"Add (追加)" をクリック (ボックスに入力する前は "Add" はグレーアウトされていますが、ボックスに何か文字が入力されれば利用可能になります)

4) 添付書類テーブルに新たに作成された行を選択し、開いたのち、上記 PDF を添付 (EFS-Web 出願の場合、ファイルが "enclosed" されていることを表示)

EFS-Web 経由で受理官庁としての USPTO に出願される場合、PDF ファイルを添付している "Other" をアップロードすることを忘れないようにして下さい。

PCT-SAFE 画面の一つに特別に設けられていないものであって、紙版の願書の続葉には通常設けられているものについての最上のオプションは以下の手続です。

"Accompany items (添付書類)" タブをクリックした際、PCT-SAFE 出願に追加可能なその他の項目 (文書名) がすでにいくつかリスト化されています。"Accompany items (添付書類)" にある "Other (その他)" のオプションが、そこにリスト化されていない、又は、上記の一部継続出願のようなソフトウェアのどこにも追加又は表示させることができない他の項目又は情報を追加する際に利用できます。このオプションは、出願人の一人が出願人スクリーン上に提供する国のプルダウンメニューに含まれていない国の国籍又は居住地である場合によく利用されます。例えば、バミューダのような海外領の場合、出願人は別用紙で、国籍/居住地が出願人スクリーンから欠落している理由を説明し、その用紙を "Accompany items (添付書類)" に追加することができます。

PCT-SAFE ソフトウェアを利用した国際出願の提出に関する特別のご質問がございましたら PCT e-Services ヘルプデスクまでご連絡下さい。

電子メール :           pctsafe.help@wipo.int  
電話番号 :             +41 22 338 95 23

### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧